
出席議員（17名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
13番	佐藤 輝雄	君	14番	星 吉郎	君
15番	加藤 克明	君	17番	白内 恵美子	君
18番	我妻 弘国	君			

欠席議員（1名）

16番	大沼 惇義	君
-----	-------	---

説明のため出席した者

町長 部 局

町 長	滝口 茂	君
副 町 長	小泉 清一	君
会 計 管 理 者	小林 功	君
総 務 課 長	村上 正広	君
企 画 財 政 課 長	水戸 敏見	君
まちづくり推進課長	菅野 敏明	君
税 務 課 長	永井 裕	君
町民環境課長	吾妻 良信	君
健康福祉課長	大宮 正博	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
地域産業振興課長併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君

都市建設課長	佐藤輝夫	君
上下水道課長	大久保政一	君
槻木事務所長	高橋礼子	君
危機管理監	佐藤富男	君
地域再生対策監	大場勝郎	君
公共工事管理監	小野宏一	君
税収納対策監	武山昭彦	君
長寿社会対策監	平間忠一	君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	小池洋一	君
生涯学習課長	丹野信夫	君

事務局職員出席者

議会事務局長	松崎	守
主任主査	遠藤	幸恵

議事日程 (第3号)

平成21年9月8日(火曜日) 午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

佐々木 裕子
水戸 義裕
安部 俊三
森 淑子
広沢 真

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が、16番大沼惇義君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において11番大坂三男君、12番舟山 彰君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（我妻弘国君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

2番佐々木裕子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔2番 佐々木裕子君 登壇〕

○2番（佐々木裕子君） 2番佐々木裕子。

大綱1問、質問いたします。

地域交通機関の運行を。

最近、テレビや新聞紙上では、地域交通機関として市民バスや町民バス、またはデマンドバス・デマンドタクシーなどが報道されており、宮城県内でも数多くの市町村で運行されております。

仙南においても、4市3町で運行され、交通弱者となる皆様の足となり、活躍をしております。システムは、その市町村により異なりますが、地域に合った運営・運行がなされております。

さて、本町では、これまで運行しておりました生協（お買物）バスもなくなり、現在、町内移動のための交通機関が何もない状況となっております。大変不便な思いを強いられている方々も多く、「早く何とかしてほしい」という声が、行く先々で聞かれるようになりました。高齢化社会と言われる中、年齢とともに免許を返納し、行動範囲が狭まり、不自由な思いをしている方もふえております。運転されている方も、いつかは交通弱者の仲間入りをする日が訪れます。そのときを思うに、交通機関のないことがどんなに不便で大変なことか、よくおわかりになるのではないのでしょうか。

また、観光客の交通機関についても考えなければなりません。この夏、本町に観光で訪れた方に交通機関を尋ねられ、何もないことを伝えると、「えっ、今どきバスも通っていないんですか。ほたるの里へどうぞとか言っておいて、何もないなんて、それなら宣伝しない方がいいんじゃないですか」と、きつい言葉が返ってきました。このほかにも、何度も同じようなやりとりがありました。桜の時期や菊花展などの際には、町外からたくさんの観光客が来てくださいます。主な観光地だけではなく、町のよいところを見ていただけるような移動手段を設けることで、不快感を与えず、町としての歓迎の気持ちがあらわせます。町を訪れた方々に楽しんでいただくことで、何度も足を運んでくださることとなり、町の活性化にもつながるはずです。

そこでお伺いいたします。

- 1) 町当局は、住民のための交通機関確保についてどのようにお考えか伺います。
- 2) 観光客の足確保も必要不可欠では。町当局のお考えをお伺いいたします。
- 3) 交通機関の運営・運行について、調査・研究など手がけていることがあるかお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 佐々木裕子議員、地域交通機関の運行について3点ほどございました。お答えいたします。

まず1点目、平成19年にバス路線が廃止になってから、町域をカバーする公共交通機関はタクシーだけの状態になっています。高齢化社会に向かうこれからの地域社会を考える上でも、また私が目指すコンパクトシティの実現に向けても、新たな公共交通システムの整備は欠かせない社会的インフラであると考えております。

しかし、近隣でも、巡回バスなどの公共交通に取り組む自治体がふえておりますが、思った

ほど利用されず、極端な話、空気を運んでいるという現実も散見されます。今後、先進事例を参考にするとともに、住民の実需要や意向を確かめながら、例えば利用者が出資金を出すといったように、みんなで新公共交通システムを育てるといった柴田町らしい施策を選択していきたいと考えております。

2点目、観光客の足の確保でございますが、議員おっしゃるように、確かに観光客の交通機関として民間タクシーしかないのが現状であります。柴田町の観光拠点としては、船岡城址公園と太陽の村がありますが、城址公園は、船岡駅から徒歩約15分の距離にありますので、バス等の交通機関がなくても不便ではないのではと考えております。

太陽の村については、船岡駅から徒歩約40分と遠いので、バス等の交通機関があれば観光客の誘客につながると思います。コストを考慮した場合、交通機関を設置することは困難でありますので、太陽の村での宿泊客や宴会客の送迎が限度ではないかと考えております。

さらに、槻木地区の雨乞のイチョウ、富沢磨崖仏群、入間田の円龍寺の十二神将、入間田や上川名のホテルなど、町外から観光客が訪れる名所・旧跡等は農村部にあり、駅から遠い距離に点在し、車がないと行きにくいことは確かですが、これらの名所・旧跡は、里山ハイキングコースを整備した中で歩いてその魅力に触れていただき、ふるさとのよさを再発見していただきたいというふうに思っております。コースの設定に当たっては、駅から拠点となるスタートの地点までの距離や時間等の明確化、スタート地点には、駐車スペースの確保などに配慮いたします。コースの設定やコースガイドブック作成等を行いますので、町内外にPRして町民の皆さんはもとより、多くの方々に利用していただけるように取り組んでまいります。

3点目でございます。新たな交通機関の調査研究でございます。

新たな「町域をカバーする公共交通」については、現在、策定を進めている第5次総合計画に盛り込んでいきたいと思っております。現在、各地の導入事例や運行実績などを収集していますが、あわせて平成22年度に国土交通省の補助事業「地域公共交通活性化・再生総合事業」、これは計画策定段階のときには100%の補助金が受けられます。その後2年間、実際に実証実験をする場合は、2分の1の補助金が受けられる事業でございます。実は、この補助事業の採択を受けられないかどうか、県の総合交通対策課長、私の後輩ですけれども、を通じて、今国に打診をしているところでございます。現段階では、町の構造や想定される需要を考えれば、「巡回バス」よりも「デマンドタクシー」や「ふれあいネットワーク事業で実現しつつある地域互助による移送事業」など、小回りがきき、経済的負担が小さい事業として実現

できればと思っております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 佐々木裕子さん、再質問ございますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） ただいまの町長の答弁の中で5カ年計画の中でということでありましたけれども、その5カ年計画の中で、国に打診できればということでしたけれども、これも大体いつごろの目安と考えればよろしいでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） もしも採択が認められれば、来年度、22年度に計画策定を行う。その後2年間について実証実験を行う。計画、かなり応募件数がありますので、もしかすると1年ぐらはずれるかもしれませんが、とにかく5カ年のうちには実証実験事業まで踏み込むという考えでおります。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） それでは、柴田町では、その中で中核病院に通っている方なんかもおりますけれども、地域交通ということでは、町外になるわけですね。こういう方に関しては、その辺はどのようにお考えになっていらっしゃるか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（我妻弘国君） 企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 町長の答弁で申し上げましたが、巡回バスを想定しにくいのは、町の外に出る需要が高い、中核病院とか岩沼の病院ですね。それでなかなか、いわゆる町をめぐるバスというやつが想定しにくい。デマンドタクシーであれば、行き先についてはそのデマンドタクシーの中で、ここまでというふうにある程度制限はかけますが、近隣市町までそのタクシー、相乗りも含めて使えるという形で小回りがきくというふうに考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） それでは、あと、デマンドタクシーということでしたので、企業との連携、これが出てくると思いますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 議員おっしゃいますように、実はタクシー事業者との協議会、いわゆる計画組織をつくるのが、この国土交通省の補助事業をつくるまず第1点になります。町内のタクシー事業者になるかと思っておりますけれども、そこと町と協議会をつくって、当然タクシー業界についても経営的な面もありますので、その辺について双方折り合う形での

施策ということをつくっていききたいなというふうに思っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） 今デマンドタクシーということでしたけれども、料金は大体どの程度というのは今お考えになっていらっしゃるでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○企画財政課長（水戸敏見君） 近隣の市町村とも合わせるといいますか、相場というものがあるんだと思いますが、角田市の利用者の声を聞きますと、1回当たり1,000円ぐらいなら私らは使いますよという声が多く出ておりました。そのあたりが、1回というのは往復なのか、それとも片道なのか、ちょっと確認していないんですが、その辺までの出資なら、足が確保できるのであれば利用者は満足するというような答えが出ていますので、その辺を勘案したいというふうに考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） 先ほど観光客の足についてですけども、槻木から観光の場に行くまでの乗り物ですね、結局。そういうものは、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 町長が答弁しましたように、槻木地区の方、農村部ですかね、山沿いの方にいろいろな名所・旧跡があるということで、その見どころはいっぱいあるわけですけども、残念ながら交通機関を利用していっぱいお客さんが来るというような状況にはなっていないということです。特定のその、定期的にバス等を利用するのがなかなかコスト的に考えた場合難しいというふうに思っております。例えば土曜日なり日曜日、名所・旧跡めぐりとか、そういうことで募集しまして、槻木駅なり生涯学習センター等に集まっていただきまして、ある程度農村部の方までバス等を利用して、そこからいろいろな散策をするというようなことは可能だと思いますが、定期的にやるというのは難しいと思いますので、どちらかといえば日時等を決めまして、町外も含めまして募集をして名所・旧跡等を歩くということであれば可能だというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） 今、そういう募集という言葉が出ましたけれども、その募集に当たってはどんなPRをしていこうと考えておりますか。どの辺までというか。

○議長（我妻弘国君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 里山ハイキングコースというのを補正予算にも今回計上し

ているわけですがけれども、いろいろな町の再発見していただくということで、町外というよりは、できれば、とりあえず町内の方々ですね、町民の皆様に非常に楽しんでいただきたい。それで、町内の方が常に歩いたり、いろいろな地区から、船岡の方々が槻木に行くとかですね、そういうふうに地元の人たちが、まず自分たちの観光資源を楽しむと。それでにぎわいができれば、ロコミで仙台なり町外からも来るような仕かけができないかなというふうに思っています。

それで、今回ガイドブックをつくる予定なんですけれども、そういう意味では、町外にもPRはしますけれども、目指すところは、まずは多くの町民が槻木なり、なかなか行く機会が少ない観光資源に触れていただくということで、地元の人たちが楽しんでいけば、よその方からも来るというようなことで、徐々にロコミなんかで広がるような観光施策を展開したいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） 今、とりあえず町内の方ということで、あとロコミでという言葉がございましたけれども、そうやって町外の方から多くなった場合の体制は、どういうふうにとられていくおつもりでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） いっぱい来て困るくらい町外から来ていただくのを目指すというのはありますけれども、それは簡単ではないというふうに思っています。それで、万が一、万が一というか、仙台の方から槻木駅にいっぱい来るようなことになれば、当然シャトルバスを運行したり、そういうことは可能だというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） では、ここでちょっと住民の切実な声がございますので、お聞きいただきたいと思います。「病院に行って返ってくると1万円、羽はえて飛んでいくんだよ」「買い物に行くと帰りが坂道で、重い荷物持って上るの大変なんで、本当に困ってるの」「免許返したから、だれかに乗せてもらわないと、どこにも行けなくなった、早く何とかしてもらわないとだめだなあ」「若い人たちは子どもも小さいし、不景気で給料もボーナスも減っているし、安い料金で乗れるものがないから交通費が結構かかってばかにならないんです。早く何とかしてください」、こういう声がたくさんありました。今、交通機関を待ち望んでいる住民の方が大勢おります。高齢者の方だけではなく。お子さんをお持ちのお父さん、お母さん、若い人たちも多くの方が望んでおります。サニータウンや槻木の山手は

もちろんですが、町場においても同じです。住民の方々が、安全に安心して安い料金でいつでも気兼ねなく自由に出かけられるよう、今、切なる思いで待ち望む方々のためにも、一日も早い足の確保をお願いしたいんですけれども、こういう住民の声を聞いて、町当局としてはどのようにお考えになりますか、思われますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 同じ口調なら、「早く何とかしなくてだめだなあ」というふうに思いました。

議員おっしゃいますように、ただ、町の中ではちょっと整理しなければいけないのは、いわゆる公共交通としての使い方と高齢者とかの交通弱者に対する福祉的な面、この面は、ある程度分けて考えていきたいと思えます。北海道の姉妹都市になっている伊達市なんですけれども、そこについては愛のりタクシーというデマンドタクシーと、あと高齢者に対するタクシー助成、所得制限とかあるんでしょうけれども、そういうところも含めて施策化されておりますので、その辺についても考えていきたいなというふうに思えます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） それと、これから船岡城址公園の整備が進んでいくと思えますけれども、イベントなどを通じて、太陽の村との連携を図る上でも必要となってくるのではないかなと思えますけれども、その辺はいかがお考えですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） ポスト観光協会ということで、観光物産協会設立に向けて今準備しているわけですが、太陽の村、それから観光協会ということで合体した組織ということで考えておりますので、議員おっしゃるように、これまではどちらかといえば観光は城址公園、太陽の村は農政サイドの施設ということで、それほど緊密に連携していろいろなイベントを実施してきたという経過はございませんので、そういう意味では、何かの機会にシャトルバスをですね、太陽の村から城址公園に来たり、城址公園から太陽の村に行ったりというようなことは、今後検討していかなければならないことかなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） 私の夢なんですけれども、聞いてください。るーぷる仙台というのがございます。すばらしい乗り物ですね、これは。本当に市内中心の観光コースを短時間でいろいろなところを見て歩いて、またいろいろな場所で自由に乗り降りができます。1日の周

遊券、大人600円、子ども300円で本当に自由に何回も乗り降りできまして、自分のお買い物とか、いろいろな用事も済ませることができるとは思いますが、こういうのがいつかはできればいいなとは思っておりますけれども、柴田町の場合は人口から見ても難しいのかなと思っております。でも、いつかはこういうものができれば素晴らしいものだなと思っております。

最後に、町当局においては、財政厳しい折、大変なこととは存じますけれども、この数年、住民サービスの低下が続いております。住民の思いをお酌み取りいただき、さらに観光客の足確保についてもお考えの上、一日も早い運行に向けて取り組んでいただけることを期待して私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今、ちょっと住民サービスの低下が続いているということであると町長もかちんと来るものですから、反論させていただかなければならないなというふうに思っております。

もちろん、住民サービスが低下したというのは間違いございません。ただ、それは、今までは一方向的に要求に対しこたえてきたせいもあって、その結果が財政難ということにつながってきたということで、柴田町の適切なサービスというものがどうあるべきかというのを考えた上でいかないと、サービスの低下ではなくて、私は普通のサービスに戻りつつあるというふうに考えております。そうした中で、デマンド型のタクシー、バスも、実際に実験でやられている福島県の本宮町さえも、実は最初はいいんですが、だんだんだんだん乗らなくなるという現実がございます。岩沼のiバスもそうですね。ですから、一人一人のナショナルミニマム、最低限の保障をどこまでやればいいのか。きのうの白内議員の休日・夜間保育の問題など、全部対応すれば財政破綻は必ず来します、税収がふえませんので。ですから、そのときに、みんながやはりお金を出して乗るんだと、そしてみんながこのデマンド型タクシー、バスでもいいんですが、維持すると。みんなで住民参加でやるという方向性がないと、一方向的に役場がサービスを提供するというだけでは続かないと思います。ですから、私は住民の声をもう少し拾っていただいて、みんなで、どうしたら持続的に乗れるか、そのためには自分たちも出資金を出すと、出すから運行してくれと、そういう方向に、議員にも、その方々に説得して、単に役所からサービスの提供を受けるのではなくて、自分たちもやるから役所も一緒にやりましょうと、そういう環境に持っていけないのではないかなというふうに思っております。ですから、私の方も、なるべく町の税金を使わないでといった

ら変なんです、国民の税金には変わらないんですが、国の、先ほど言った10分の10の計画づくり、2分の1の実験事業の補助、こういうものを政策的にとってきて、そして実験をさせていただくと。そのときには、住民参加、乗りたいという人も多く集まって、みんなでやろうと、そういう雰囲気をつくって実施をしていきたいというふうに思っておりますので、これからの住民サービスと負担、それを考えながら進めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） これにて2番佐々木裕子さんの一般質問を終結いたします。

次に、9番水戸義裕君、直ちに質問席において質問してください。

〔9番 水戸義裕君 登壇〕

○9番（水戸義裕君） 9番水戸義裕です。大綱2点、質問いたします。

新型インフルエンザ対策は大丈夫か。

平成20年12月定例会で新型インフルエンザ対策に関して質問をいたしましたが、今議会において安全・安心、そして危機管理の観点などから、再度幾つかについて質問いたします。

- 1) 本町の新型インフルエンザ対策を立てられなかったのはどうしてか。
- 2) 県、保健所、医師会などとの連携についてはどうか。
- 3) 本町の業務継続、いわゆるBCP（事業継続計画）に関してはどうか。
- 4) 小中学校での対策はどうなっているのか。
- 5) インフルエンザ対策では、行政の対応は正確な情報提供をすることによって、風評を封じ込めることが大切である。今後、秋冬に向かってパニックを起こさないよう、周知広報をどのように考えているのか。

2点目、H i b ワクチン予防接種に町の助成を。

細菌性髄膜炎H i b ワクチンの供給が始まりました。これは、インフルエンザ菌b型（H i b、ヒブ）のことで、昨年12月から接種ができるようになりました。

細菌性髄膜炎は、元気な乳幼児が急に発熱や嘔吐などを起こす髄膜炎で、発症すると重症率が高く、死に至るケースがあるという病気です。日本では、年間推計600人がかかり、5%が死亡、20%は後遺症が残るといことです。これは、3歳以上になると免疫がつき、5歳以上では接種は必要ないということです。生後2カ月から接種ができ、計4回接種しますが、3万円の自己費用がかかることから、費用の助成を望む声が多い任意の予防接種です。この病気自体が余り知られていませんが、少子高齢化の中、次代を担う子どもたちの健全育成のためにも、ぜひワクチン接種の助成を検討していただきたい。町長の見解をお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 水戸義裕議員、大綱2点ございました。

まず、インフルエンザ関係ですが、新型インフルエンザに対する町の対応といたしましては、国の新型インフルエンザ対策のための「基本的対処方針」及び県の「新型インフルエンザ対応行動計画」等に基づいた対応方針に従い、国内での感染発生により、町長を本部長とする新型インフルエンザ対策本部を設置し、対策本部を中心として各部署の連携強化を行い、発生状況の把握、及び今後の対応等についての確認を行っております。

また、町民に対しては、チラシの全戸配布、町ホームページやお知らせ版等で、冷静な判断、行動を求めることや、感染予防対策、新型インフルエンザにかかった場合の受診の仕方、発熱相談センター窓口などの情報を迅速かつ正確に提供しております。さらに、感染対策用マスク、手指消毒液など感染対策用品の備蓄、役場庁舎及び町内小中学校、保育所等の各施設に手指消毒液などを配備し、感染予防対策を行っているところでございます。

ご指摘の新型インフルエンザ対策行動計画の策定については、6月定例会において、有賀光子議員の一般質問にお答えしましたとおり、国の新型インフルエンザ対応行動計画では、市区町村を住民に最も近い行政単位と位置づけ、地域の実情に合った独自の計画づくりを求めています。しかし、その策定については、広域的な対応、あるいは専門性の高い分野でもあることから、国及び県の行動計画との整合性を図り、県、保健所、隣接市町、医師会等々の関係機関とも十分な協議、連携が必要でありますので、現在、隣接市町と共同で計画策定に向けた作業を行っているところでございます。

2点目、新型インフルエンザ対策の実施に際しては、国及び県との歩調を合わせた実施が求められること。また、医療に関する専門的知識も必要になることから、県及び保健所、医師会との連携が不可欠であります。具体的には、国などの対処方針や発生情報については、適宜、県を通じて情報の提供を受けてきました。また、新型インフルエンザ発生時の対応の中心となる県内の医療提供体制については、県が県医師会と協議を行い、診療協力体制整備を進めております。

また、町民への感染予防対策、発熱相談センター窓口チラシなどの情報提供の内容については、保健所及び町医師団と協議し、指導を受けながら行っております。

今後とも、なお一層、県及び保健所、医師会等の関係機関と十分に連携を図りながら、新型インフルエンザの町民への感染等被害防止の対応に万全を期してまいりたいと考えておりま

す。

3点目、事業継続計画、BCPと言うんだそうですが、つきましては、議員ご指摘のように、町の優先的に取り組むべき重要な業務を継続して行うため、事前に必要な準備や対応方針・手段を定める計画であります。

新型インフルエンザの発生により、全人口の25%が罹患し、流行が約8週間程度続くと想定された場合、本人の罹患や家族の罹患等により、職員数の減少が予想されます。そうした中、町民の安全・安心を守るために必須となる新型インフルエンザの対応業務を的確に講じるとともに、町民生活の維持に欠かすことのできない業務の継続を図ることが重要な課題となってきます。こうした状況にも対応できるようにするためには、優先的に取り組むべき町の業務の選定や職員の勤務体制などをあらかじめ定め、被害の程度に応じて非常時に困難なく対応できるよう関係課での協議を行い、計画策定を早急に進めてまいりたいと考えております。

4点目、小中学校での対応です。現在の状況を申し上げますと、8月26日から小中学校の始業式が始まることから、事前に臨時校長会を8月24日に開催し、学校での対応として、手洗い、うがい、マスク着用の徹底を図るとともに、家庭での対応として、すべての保護者に対して「発熱等で体調が悪いときには学校を休ませてほしい」等の協力依頼の文書を発送するよう、各学校に指示いたしました。

また、各小中学校では、既に新型インフルエンザ対策としてクラスごとに消毒液を設置していますが、緊急対応として8月27日に体温計を小中学校の各クラスへ配布、合計127本と各学校に消毒液5リットルを配布したところです。

今後、中学校の郡新人大会、小中学校の修学旅行などの行事が行われますので、予防対策及び蔓延防止対策の実施に努めるとともに、正確な情報に基づき冷静な対応をとってまいります。

5点目、議員ご指摘のように町民に対して迅速かつ正確な情報提供をするということが対策の基本だろうというふうに考えております。1点目でお答えしましたとおり、町民への情報提供にありましては、5月1日、9月1日に感染予防対策、医療機関の受診方法、発熱相談センター窓口の周知などについて、啓発チラシを全戸に配布し、また、町ホームページ等による周知活動を行いました。引き続き、町民の皆さんには正しい情報に基づいて冷静に行動するようお願いし、不必要に町民の不安をあおることのないよう的確な広報活動を行っていきたくて考えております。

大綱2問目、H i b ワクチン関係でございます。

ヒブ、これは初めて聞いたわけですがけれども、インフルエンザ菌b型と言っているようでございます。ヒブは、化膿性髄膜炎、敗血症、肺炎などの全身感染症を起こす乳幼児の重篤な病原細菌であり、細菌性髄膜炎の50%以上がこの病原菌と言われております。

日本では、議員ご指摘のとおり、毎年5歳未満の約600人が細菌性髄膜炎にかかり、抗菌薬、抗生物質による治療にもかかわらず、ヒブによる髄膜炎患者の約5%が死亡し、約20%に後遺症が残ると言われております。

平成10年にWHOは、ヒブワクチンの乳児への定期接種を勧告しており、現在では、既に世界の110カ国以上で定期接種が導入されております。しかし、日本では、平成19年1月に厚生労働省によってヒブワクチン製造販売の承認がなされ、平成20年12月19日から国内での販売が開始され、ワクチンの接種ができるようになりました。現在、ワクチン接種は、予防接種法に基づかない任意接種、自費接種で行われております。

ヒブワクチン接種の公的補助につきましては、現在、鹿児島市や東京都渋谷区など全国で21の市区町村が助成制度を行っているのが現状でございます。

このように公的助成を行っている市町村がまだまだ少ないのが現状でございます。今後、町におけるワクチン接種費用の助成につきましては、国の動向、また先行自治体の実績や運用方法、ワクチンの供給の状況など情報収集に努め、接種する医療機関等のご指導をいただきながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 行動計画を立てなかったのはということですがけれども、専門性のあるものでなかなか難しいということも、確かにそうです。しかし、この計画は、仙台市と、ことし2月の栗原市で策定されました。

それで、栗原市のホームページを見ると、この行動計画というのがあるんですけども、これを立てるに当たって、「市の対策や基本方針を示すものとして、町内関係課や関係団体などの有識者の意見をもとに作成した」とある。つまり、専門性もあるといいながらも、栗原市では関係課や関係団体の有識者をもとに作成したとあります。こういったことは、本町ではできなかったのかどうかということでお聞きいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） 行動計画は、まだちょっとできていないというふうな状況なんですけど、今、議員さんおっしゃったように、当然いろいろな専門性とか求められるというこ

ともございます。それで、ほかの自治体でつくっているやつをそのまままねてということもあるんですが、そういうわけにはいきませんので、例えば関係団体といいますと医師会関係とか、それから学校とかなんかは、近隣の市町村と隣接するということがありますので、関係市町、近隣市町等との連携も必要だろうというふうなことで、うちの方については、大河原町、それから村田町と今一緒に取りかかっているというふうなところでございます。

それで、話を進めておまして、これが基本的な部分ではでき上がってきたんですが、まだこれから、やはり医師団の関係もでございます。郡の医師会の関係もでございます。それから、関係、当然庁舎内ですね、役場の関係課等との話し合い等々もありますので、それは今後進めて、早急につくっていききたいと、仕上げていききたいというふうにご考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） わかりました。確かに、広域性ということでは、柴田町だけやってもということはありませんけれども、できればリーダーシップをとるぐらいの感じでやっていただければと。ほかと一緒にやるんだけれども、ほかが腰上げないからできませんということではないように。既に、一番新しいところでは、夕べ亡くなった方が、宮城県でね、もう11人です、全国で。そういうことでは、ひとつその辺よろしく願いたいします。

それから、情報を得るということでは、今、町長の答弁では、県からの情報ということですが、例えば課として独自に情報を得ているということはしていないのかどうかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） やはり、こういった新型インフルエンザになれば、町の業務として、情報収集が最初でございます。それらの情報収集が的確であれば、対応も的確にできるだろうというふうなことでございます。それで、一番必要なのは、今どこで何人、例えばインフルエンザにかかって、それらの方がどういった対策が必要かというふうなことで情報収集が一番かなというふうに思います。それで、その情報収集につきましては、当然町の方では医師団の方といろいろご相談、医師団は役員会毎月ありますので、今そちらの方に相談しながら、病院の情報提供関係についても、どういったことがいいのかどうかを含めて協議しながら進めているというところでございます。

それから、例えば何人罹患しているのかというのは、町内の病院ですね、そちらに照会すればすぐわかりますので、そういったときの協力体制もいただくというふうなことで話し合いも行っているところでございます。

それから、インフルエンザにつきましては、集団発生が一番怖いということでございますので、小中学校、それから保育所、児童館関係、それから高齢者の施設関係、そういったところからの情報収集を特にやっているというふうなことでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、はい、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） それで、ぜひ情報、いわゆる町として公式な情報というふうなところまでいかないまでも、インターネットで厚生労働省のホームページ、ここからも、今どうなっているかということでは、国の方策とかも手に入れるという、手に入れるというか、得ることができますので、参考までにお知らせしますけれども、厚生労働省のホームページで行政分野ごとの情報サイトの「健康」というところから、「新型インフルエンザに関する情報」、これを開きますと、ここに「自治体の方々へ」というサイトがありますから、ここからいろいろな情報を得て、医師会との話し合いするにも、まずは基本的なというか、今新しい情報を得ながら話をすることでは、「ああ、町も本気になってやっているんだなあ」というふうに先生方も思われるんじゃないかと思しますので、ぜひこれをちょくちょくとは言わないまでも見て、情報を得てほしいというふうに思います。

それから、先ほど町長の5月1日、チラシ、それから今月9月1日ですね、チラシがありました。ホームページにも確かに載っています。ただ、そういう意味からいくと二回だけということなんですよね。今現在は、どんどん、毎日がいろいろな新しい情報が入ってくるような事態ですよね、状態なんです。近隣市町のホームページをのぞいてみたんですが、その中で、村田町では、4月30日に庁舎内の会議を開いて体制等の検討をしたということから始まって、町のホームページに第2報5月18日、第3報6月11日、第4報6月26日、第5報7月16日、第6報8月25日というふうに出しているわけです。こういったことを、やはり新型インフルエンザが未知のものであるといったことから、刻々と情報に変化していると、そういう意味では、町民に対しての情報提供も2回だけではいかなものかというふうに思います。そういった意味では、今後PRですね、特にこの秋冬ということでは、この辺についてちょっと、ちょっとというよりも、考えていることをお聞きしたい。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。どうぞ。

○健康福祉課長（大宮正博君） 2回だけということですが、5月から、うちの方は対策本部を3回ほど開いております、その都度情報提供をどうするかというふうなことも含めて、検討して対応しているというふうなところでございます。

それで、チラシは、全戸配布は2回だったんですが、お知らせ版での周知、それからホーム

ページの更新、これは的確に、先ほど議員さんの方から厚生労働省のホームページということもありましたので、そういったのを見ながら、ホームページの方も適宜更新してやっております。

あと、最近、県の方でもチラシをつくりましたので、間もなく県全体にチラシを配布するというふうな計画も伺っております。これは、何日かじゅうには配布になるのかなというふうには考えております。まだ原本は来ておりませんが、そういったこともありますので、県の方としてもそういった周知をしていくと。

町の方としても、8月20日に、要は流行入りを宣言して、今から2カ月間、9、10ですね、ここがやはり集中的に対応していかななくてはならないということがございますので、特に9月下旬から10月上旬、この辺が山場になるだろうというふうなことでございますので、先ほど議員さんおっしゃったように、きっちり町民の方に情報を提供していきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） わかりました。

昨年12月の私のインフルエンザの質問の中で、答弁としては、「町独自といいましても、周辺する市町村と同一歩調をとらないと感染を防げないということもございますので」という、それで「町は県と一体連携をとって対応することになる」と。今の答弁も、対応することになるというよりも、対応していますという答弁であればまだいいんですけども、12月の答弁とそんなに変わらないということでは、果たして本当に言っているようにやっているのかなと疑問に思うところはあります。これは、12月の議事録ですけれども、自分の。そういう意味では、やはりもっとやってほしいなというふうに思います。

それから、このインフルエンザなんですけれども、従来の、いわゆる季節性インフルエンザというのは、これまでは高齢者が重症化しやすかったというのに対して、今度のインフルエンザは、妊婦、それから糖尿病、腎臓疾患、ぜんそく、心疾患など基礎疾患のある人が重症化する傾向にあるというふうになっているんですが、町としては、妊婦さんは当然わかっていると思うんですが、この辺は把握しているのでしょうか、いわゆるこういった基礎疾患ということで持っておられる方ですね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。どうぞ。

○健康福祉課長（大宮正博君） 季節性の方は、ただいま議員さんおっしゃったようなことで、高齢者の方がかかりやすいというふうなことで、肺炎球菌ワクチンとか、そういった対応を

しておるんですが、今回の新型インフルエンザにつきましては、まさしく新型ということで、だれでもかかると。特に、小中学校の集団感染が一番怖いというふうなことでございます。それで、かかりやすいというか、重症化しやすい、当然妊婦ですね、妊婦さんにつきましては町の集団健診等々ありますので、町の方としても当然周知して対策を、いろいろなことで声がけをしていきたいというふうにも考えております。

それから、基礎疾患、腎臓関係、特に透析関係ですね。沖縄の方では透析患者の方にタミフルを配布して、かかったら電話の指示で薬を飲むというふうな対応もしているようでございます。それで、県の方としては、9月3日に妊婦の対応に係る、県の医療課ですが、産婦人科関係の医師会の方と話し合いを持っているということで新聞で見えております。それで、これから透析関係、基礎疾患関係の分についても、日にちはちょっとわからないんですが、県の医療整備課の方で医師会の方と話し合いを進めるというふうな手はずになっております。そういった対応で、特に基礎疾患を持っている方々については、十分対応していかなくてはならないというふうにも考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） そういう意味では、はっきり人数的に、こういう疾患の方が何人ということとはつかんでいないということなんですよ。つまり、それは今、罹患される方が、この方たちが高いということでは、こういった方に優先的ということはないんですけども、十分注意してくださいといったような町からの案内というか、そういうのをやっていただければ感染の拡大・感染防止にもつながるのかなと思いますので、できれば今後やっていただきたいなと思います。

次に、BCPということでは、例えばこの新型インフルエンザに関して、庁内で職員の勉強会というか、そういったようなことは、必要性というのはどのように考えますでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） まだ計画はつくっていないということでございます。それで、早急につくりたいというふうには思うんですが、対策本部の方では、個々の対応、いわゆる部をつくりまして、総務部とか健康対策部、あと教育関係の部というふうなことで、部の体制は敷いたんですが、これは事業継続でございますので、役場の業務を約4割の職員が、例えば役場に来れなくなった場合の対応ということで、特に感染のピーク時、2週間、その対応というのが主な内容になってきますので、その2週間対応、いろいろな分野に分かれていますので、当然事業を継続するもの、それから事業を休止すべきもの、そういった分類

もしなくてはなりませんので、当然職員の研修をしながら進めていくというふうなことで考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） ぜひ、ぜひというよりも、いわゆる継続計画は何をとめて、どれをとめないか、そしてどれをどれだけの期間で回復させるかといったようなことを計画するのは、BCP、実は、いきなりBCPってわかりますかなんて質問したのは、この議会で私なんですけれども、そういった意味では、やりたいと思うという時点なのかなと。それよりも、もう手がけなくてはいけない時期ではないかなというふうに思います。ですから、そういう意味では、各課において優先順位をつけるというところまでは、まだ行っていないということですよ、どうなんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○健康福祉課長（大宮正博君） これは、議員さんおわかりのとおり、いわゆる事業所の危機管理でございますので、これからそういったことも含めて、今からやっていくという形になります。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） そうですね、いわゆる危機管理ということでは、テロ対策、風水害の被害から危機管理からということで、ウイルス、こういった対策まで、すべて含むのは危機管理であると。

ただ、この12月の議会のときでは、当時の専門監の答弁では、実際今のところ防災関係の対策だけで手いっぱいだというのが実情だといった答弁がありました。そういった意味では、今だって当然、管理監1人ということでは状況は変わっていないだろうと。ただ、やはりこれは全庁的に横断的にやっていかないと、いわゆる町民、先ほど町長の答弁にもありましたように、基礎的自治体ということでは一番町民が頼りにする団体ということでは、やはり町だろうと思うので、この辺も、当然日常業務というものがあるので、これだけに特化してやるということは難しいんだろうと思いますが、管理という意味から、ぜひこれはやってほしいというふうに思います。

それで、継続事業ということでは、ごみの収集、これは業者に今は委託しているわけなんですけれども、給食センターですか、そういった業者に委託している先、いわゆる委託先との新インフルエンザ対策ということでは、どのようになっているんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） 優先的に継続しなくてはならないというのが、消防、救急関係とか、水道、下水道とか、そのほかにあと、ごみの収集関係ですね、焼却、当然これは優先的、継続してやらなければならないということでございますので、それらについては、そういったことでできるように、例えば業者ができなくなった場合、代替というか、機能できるように、職員とかなんかを確保できるように前もって話し合いをしておくというのが必要かと思えます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 必要かと思えますというよりも、必要だろうと。よろしくお願ひします。

これは、当然、例えば水道、つまり水の確保に関してだって、全部あるわけですよ、だれかが罹患して休んだ。その代員がいないみたいなことになると、じゃあ水の確保をどうするんだといったようなことになってくる。一つは、今全部になるような状況下にある。つまり、危機感をもっと持ってやってもらわないと、いわゆる業者、委託先の会社に、おたくではどうなっているんですかといったようなことから始まって、こういうふうにしてくださいといったようなことをやるということでは、そんなに時間がかからないのではないかなと思えますので、本当に継続計画といった中では、これはやはりぜひやってほしいなというふうに思います。

それから、小中学校では校長会を開いて保護者に文書を配布したということですが、いわゆるインフルエンザ脳症、小児脳症ですね、今全国で8人ぐらいですか、たしか。こういったことでは、保護者に脳症を見分けるといったらちょっとあれなんです、特徴的なことはこういうことですよと、ですからこういったときには注意してくださいといった、いわゆる脳症の対策ということでは、保護者との話し合いの中ではどのようなことになっていきますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 脳症について保護者へのお話というのは、まだやっていない状況です。ただ、児童生徒の健康の観察をしっかりといただくようなことで保護者には連絡をしております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） ぜひこれは、要はパニックになるかならないかというような状況以前に、やはり情報を早く的確にタイミングよく伝えれば、多分パニックは防げるんだろうとい

うふうに思うんです。この脳症になる……、全日本小児科学会では、これに注意するよう
ということで、出しているんです。ですから、そういったことも含めて、ある種これは、確
かに恐怖なんですね、そういうことを知らされるということ自体、保護者としても恐怖なん
ですけども、なってしまったら恐怖なんていう問題じゃない。これは、非常に見分けにく
いらしいものなんですね、最初は。発熱だけといったことの症状型ということなんでね。で
すから、そういったことも、校長先生方と話し合っ、保護者に対しての脳症ということも
あるよといった、いわゆる啓発をしていただきたいというふうに思います。

それから、学校をインフルエンザになって休んだと、どこの学校で何人休んだとかというふ
うな学校欠席者情報収集システムというのがあるんだそうですが、ご存じでしょうかという
か、どうなんでしょうか。お聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 欠席者の情報システムということについては、ちょっとわかり
ませんでした。

ただ、新聞等でどこの中学校で学級閉鎖をしたとか、そういうことについては新聞から情報
を得ているというような状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） これは、国立感染症研究所と、それから日本学校保健会とが共同で全国
展開を進めている収集システムなんです。それで、07年の10月に試行を開始して、08年の9
月運用を開始したと。宮城県では、段階的に見ながら、これを取り入れていくというふうな
状態になっているようです。これのメリットというのは、要は、インフルエンザだけに対
してやっているものではないですから、ただメリットとしては、職員の流行状況を知らせる資
料が簡単にできるとか、それから地域の様子が地図上で見られる、それから他校、つまり自
分以外の他校の状況がわかりやすく先生方の情報提供もしやすい。それで、インフルなどの
欠席情報がよくわかって予防対策が早目にとれるようになったということでは、そして入力
も、ほかの人には見られないようにパスワードとIDを入力してやるということでは、第三
者からは盗み見ることは、専門家ではあれば別でしょうけれども、ないらしいですね。で
すから、ぜひこの辺のこともやっていただきたいなというふうに思います。

それから、今回のこのチラシ、いわゆる通知というのかな、そういう意味では、いわゆるひ
とり暮らしの高齢者ですね、それから高齢者のみの世帯、それから障害のある方へのこうい
った周知PR、インフルエンザの注意ということではどのようになされているんでしょ

か。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） ひとり暮らしとか障害者の関係ということですが、これについては、特に現段階では、この方たちへのチラシということでは、まだ出しておりません。こういった方についても、今後、例えば各種団体とか、老人団体とか、そういったところも含めて検討したいなというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 既に進行しているわけです。まだしていませんといっても、見える方、聞こえる方はやっていますけれどもということでは、これはちょっと大変なことになったら、大変なことになるよという、ちょっと言い方変ですけれども、ぜひ早急にこういう方たちへのPRというか、警戒、注意してくださいということでは必要だろうというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それから、秋になりますと各地区、地域、いろいろな行事がありますよね、人が集まる。そういった行事が、町主催でも多分この秋もあるんだろうと思うんですが、けさの新聞で南三陸町では敬老会を中止しました。それから、不忘園でも不忘園祭というんですか、これも中止しました。これはどんどん、どんどんということではないんですが、そういった意味では、次々そういう情報が入ってくる、そしてそういうふうにどんどん対処している。そして、つい近くの常盤園では、私もけさ電話で確認しましたが、入所者の方に直接面会は、当面の間禁止しますというふうになっています。それで、町として、だからそういった意味では、何か今までの答弁を聞いていると、どうも後手に回っているんじゃないかというふうに思うんです。だから、こういったことを踏まえて、これから地区への、こういった不特定多数の人が集まる場の主催者側というか、全部わかるかどうかは別にしても、主催者側へのそういった警告ではないけれども、どうなんですか、注意してくださいといったことはこれからやってほしいと思うんですが、どうですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） 先ほどもお話ししましたとおり、今蔓延状態で、9月末から10月上旬ぐらいがピークになってくるだろうというふうに予測されておりますので、現在、例えば10月に入りますと結構行事等も多くなってまいります。そういったことで、当然対策本部会議のときもそういった話で、十分注意するよということなんです。

それから、結構福祉まつりとかいろいろな団体とかあるわけなんです、これについては、

うちの方から直接電話をして、10月ぐらいにピークになるというふうなことで、例えば中止とかなんかも念頭にいろいろな対策をとるようという事で個別に、今事業がわかっている分については電話等で対応しているというふうな状況でございます。これからについても、当然状況を見ながら、今定点当たりの患者数がどんどん毎週多くなってきておりますので、それを見ながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） この冬に向けて、季節性のインフルエンザの患者は来る、新型インフルエンザになったらしいというふうに来るということでは、病院、いわゆる受け入れ側も大変になってくると。県でも46病院ですか、でも病床数は228しか確保できていないと。これはどんどん……、「そんなことないべ」というふうには多分思っているだろうというか、思いたいんですけども、今のところの情報を得ると、かなり広がるということでは、その辺の情報ということでは、例えば町民から役場に対して問い合わせがあったときに、担当課じゃありませんからということではなくて、どの職員からでも、こういう状況ですよといったような情報を提供できるような、いわゆる対応マニュアルをつくったらどうかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） 今、県内でも46の病院が重症者の受け入れというふうなことで、県の方としてもいろいろ施設の方、病院の体制等々、今緊急にやっているというふうな中です。そういった中で、町民の方の、そういった情報なんかも見ると、役場の方にも問い合わせ等々も今から多くなってくると思いますので、議員さんおっしゃるとおり、そのマニュアルにつきましては、行動計画策定の中でいろいろ一緒に検討していきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） ぜひ急いでいただきたいと思います。

では、次にH i b ワクチンに移りたいと思います。

先ほど町長の答弁では、私が得ている情報とそのままだったんですが、こういった事例がありましたということで、ちょっとお知らせしたいと思います。熊本日日新聞、平成20年3月3日の記事なんですけど、この抜粋ということで「1月13日の日曜日、男の子は家族4人でショッピングセンターに出かけ、夕方まで元気だった。しかし、帰りの車の中で、どうもきつそうな様子で父親は風邪かなと思った。帰宅後、せき込み方などに異変を感じ、熊本地域医

療センターに駆け込んだのは午後9時前、約1時間待ち、午後10ごろ診察が始まり、投薬治療とレントゲン検査などの間、医師らのただならぬ状況がわかった。急激に呼吸が悪化し、深夜12時ころ母親の胸に抱かれ、『ママ』と声を振り絞ったまま心肺が停止した。病院到着からわずか3時間の出来事。熊本赤十字病院に搬送され、人口呼吸器で命をつないだものの、16日、意識が戻ることなく息を引き取った。病名は急性喉頭膜炎、H i b感染により気道の入り口がはれ、窒息死に至った。H i bワクチンが導入されていないのは日本くらいだという医師の言葉に父親は耳を疑った」、この記事があるんです。

それから、H i bワクチンという紹介をちょっとしますけれども、これは「体の中で最も大切な部分とも言える脳や髄膜を包んでいる膜を髄膜と言い、この髄膜に細菌やウイルスが感染して起こる病気が髄膜炎です。治療後の経過が悪く後遺症が残るなどのため、特に問題となるのが細菌性髄膜炎ということです」、そういうことなんです。これは、乳幼児の中で、かなり重症化する病気ということでは、非常に難しいというか、そういう病気なんです。これはなぜ、正式にはというか、インフルエンザ菌b型、H i bというのは、ヘモフィルス・インフルエンザ・タイプbということで、このヘモフィルスというところからとっているのがH i bということなんだそうですけれども、このH i b、いわゆる細菌が、どこにでもというか、だれにでもあると。それで、鼻やのどにいたりする。そのままでは病気にならないんですが、血液や肺の中に入ったときにこういう炎症を起こして、5%が死に至ると。これは、5歳以上の幼児は、ほとんどかからないということなんです。年間600人なんです、1,000人に1人か2,000人に1人ぐらいの割合だろうというふうな発症率ということなんです、このワクチンの投与期間というのがあって、これは生後2カ月以上になれば受けられると。2カ月から7カ月の間に1回目、それから4週間から8週間の間隔で3回、追加免疫として3回目の接種から1年後に1回の4回、それで1回の費用が7,000円から8,000円とも言われ、4回やると3万円。それで、小さな子どもさんを持った若いお父さん、お母さんでは、非常にこれが財政的に厳しいということで、全国的に今起こっていることなんです、この辺、どの程度まで情報としてつかんでいるかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） 今、議員さんの方から、ワクチンの詳しい内容をお話いただきました。確かに熊本のその方、怖いのは短時間で発症して、それが重症化になるというふうな特異な、大変リスクの高い病気だなというふうにも考えております。

それで、世界で百十何カ国も定期接種化しているのに、なぜ日本がこんなにおくれて、進ん

でいる日本が、というのは、ちょっと私の中ではまだ整理していないというのが実態でございます。

いずれにしても、町としては三種混合とか定期接種しているものがありますが、本来であれば三種混合の定期接種をしたときに片方の腕と一緒にすれば一番いいのかなというふうに思います。問題は、やはり1回8,000円ぐらいかかりますので、その費用かなというふうには考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 確かに、世界120カ国、アメリカでは、このワクチンを導入したら100分の1に激減したと。今、ヨーロッパ、アメリカも含めて、この細菌性髄膜炎、インフルエンザ菌b型というのは、ほとんど根絶されたというふうな状況にまで至っていると。日本では、というよりもアジアでは、北朝鮮と日本だけと言われているらしいです、導入されていないのが。日本では、去年の12月から接種できるようになりました。でも、これはWHOは98年に導入の呼びかけがあったんですが、日本で承認されたのは2007年です。ですから、医療先進国だと思っていたのにというふうなこともあるんですが、これは結局ワクチンということでの副作用もあるといったことから、なかなか導入が難しいというよりも、厚生労働省の、いわゆる治験ということでは非常におくれているんですね。今までいろいろな病気があった中で、いろいろなニュースがあったとおりで、そういった意味ではおくと。だけれども、現実にそういうふうにも子どもたちは病気になっていると。

そういう意味で、ワクチンということでは、定期接種で助成のあるもの、それから任意接種でも助成のないもの、あるものというものはあるんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） 任意接種で助成があるものというか、国の方では1類疾病、2類疾病と感染症の中でも分けておまして、例えば先ほど言った三種混合などについては、定期接種ということで1類疾病です。1類疾病というふうな形になりますと、全額公費という形になります。それで、これが2類疾病というふうになりますと、例えば高齢者の肺炎球菌ワクチンとかそういったものについては、自己負担1,000円とか2,000円とかというふうな、全額公費負担ではないという形になっています。そういった分類が現在はされております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） ちょっと私は、大枠として定期接種と任意接種といったようなことで調

べてきたので、1類、2類も、確かにそれはわかるんですけども。定期接種というのは、今現在では8種類です。それで、任意接種のワクチンというのは、生ワクと不活化ワクチンというんですか、これを合わせて13種類、任意接種の方がはるかに多いんです。それで、この13種類の中にb型インフルエンザ菌というのも含まれているということなんです。どうでしょう、今まで言ったような中で、このワクチンの有用性と必要性を合わせての、今ここのまで話した中での見解としてはどのように感じられるかちょっとお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。（「これまでの話の中で必要性というものを感じたかどうかということ」の声あり）

○健康福祉課長（大宮正博君） 国の方でワクチンを承認したということは、当然必要性があるというふうに判断して承認したんだろうなというふうには思っております。

ただ、先ほど来、出ていますように、世界の方では120近くの国が定期接種にしているというふうなこともありますので、当然これは必要であろうというふうには認識しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 私は、ぜひこれを助成してほしいということから、これは鹿児島大学の先生の試算というか、あれでは、髄膜炎による急性期医療費は1人当たり106万円と算定される。この方が後遺症患者になると、さらに医療費は高額で永続的になっていくと。各自治体は、乳幼児医療費助成や重度心身障害者等医療費助成によって、これらの医療費を助成しているため、補助に接種率向上で髄膜炎患者が減少すれば、これらの助成による支出は減少しますと。ちょっと出しただけでも大きい経済的効果というか、そちらの側面から見ればですね、そういう意味では非常に大きいということで、ぜひ勧めているということです。

それで、今、ホームページで「細菌性髄膜炎から子どもたちを守る会」というのがあるんですが、ご存じでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。どうぞ。

○健康福祉課長（大宮正博君） ネットでいろいろ調べておりましたが、そういった団体があるというのは承知してございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 私も、確かにネットでね。それで、これは、いわゆるH i b ワクチンのポスターなんです。ちょっとこれをプリントしてみたんですけども、こういうことをやったり、いろいろお母さん方がやっていらっしゃるホームページです。

現在、まず国内で、ことしの7月までなのかな、98の自治体で意見書が採択されています。

意見書が出なければ、これは当然採択されるということはないんですけれども、98の自治体で意見書が採択され、そして既に費用助成をすることに決めたという中で、先ほど町長の答弁でありましたように北海道の栗山町も助成している町だったと思います。それで、現在、北海道の幌加内町と鹿児島県の伊佐市が全額補助することに決めた。それから、鹿児島市では、1人1回当たり3,000円の補助額と。それから、宮崎市では、DPTとの同時接種の場合、自己負担は3,000円、宮崎県では結構この方式が多いようです。それから、栃木県の大田原では5,000円を4回まで。東京の荒川区、渋谷区、昭島市とか、こちらは荒川区とかは1回につき3,500円で上限4回、4回の接種ですから。それから、昭島市、滋賀県長浜市とか、そういうところでどんどんこういうことができていて、ただ、これは今度の国会でかかる予定だったらしいんですね。ところが、解散してしまったために審議未了ということで、今現在はなっていないんですけれども、国会では共産党の小池議員がこれに関して質問し、舛添厚労相が考えると、ちょっとその辺までよく見なかったんですが、そういったことでは厚生労働大臣もこれに対して言及しているというふうなことで、だんだん動きとしてはそういうふうになってきているのかなというふうに思います。ですから、ぜひ助成をすることを考えてもらいたいというふうに思いますが、改めてちょっとお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） 今、議員さんの方からお話伺いまして、先行自治体、先ほども20くらいですね、助成している自治体もあるということではございますが、現在ワクチンの販売をしているのは、第一三共、1社のみであるというふうなことで、それも去年の12月からということなので、まだ日数もたっていないんですが、年間最大約100万回分のワクチンを生産できる能力しかないということで、在庫不足であるというふうな今懸念があるということです。

それで、今、状況を聞きますと、病院の方には大体10個ぐらい、診療所に至っては3個ぐらいしか薬が回ってこない状況であるということです。それで、例えば本町の方でそういった助成とかなんかやった場合に、年間300数十名の出産される方がおりますので、そういったことを考慮したときに、なかなか安定的に供給できていない状況にあっては、その辺はちょっと懸念されるというふうなこともございます。

それから、先ほども話しましたが、当然三種混合、今病院等で個別接種で行っておりますが、病院さんのご協力をいただいて。そういった病院との今度協議とか、実施方法等々打ち合わせが必要になってまいります。薬不足と、それらの協議等々もありますので、すぐに

はちょっと難しいのかなというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 確かにそのとおり、すぐにはということなんですが、ですから薬が足りない、不足しているのはフランスの会社から持ってくるということで。だけれども、今現在、宮城県内でこれが接種できるということはあるかどうか。接種できるということで、どこでもできるかということなんですけれども、その辺どうなんですか、どこの、例えばみやぎ県南中核病院でも小児科ありますよね、ここでもできるということなのかと思ってちょっと調べてみたんですが、宮城県では今のところ二つの医院かな、ネットで見られるのは。それで、電話で予約してくださいと。ですから、薬が、いつでもできるような状態になってから助成するというのではなくて、今は足りないんだけど、今のうち助成することを決めておけば、年に何人かずつだけでもあったって、できるじゃないですか。だから、薬が間に合うようになってから助成しますといったことではなくて、希望してやる親がいれば助成できるような方法というのをとったらいいかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） 薬につきましては、県内のどこの病院でも今置いているのかというふうなのは、こちらではちょっと把握はしておりません。

ただ、当然なれば1カ月、2カ月かかるよというふうなのは聞いてございます。そういったことから見ても、かなりその品物自体が、なかなか流通していないというふうな状況が見られますので、そういったこともやはり考え合わせて、きちんと流通体制が整う、それから町としては、定期接種になれば個人負担もありませんので、そういったことの状況を見ながらやらさせていただければうれしかなと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） わかりましたではないんですが、こういった発症率からすれば、本当に率からすればわずかなんですが、おかしいなと思ってから3時間でこういうふうになるというようなことが実際にあるということでは、これから、日本の医療行政は進んでいるとはいながらも、やはり例えば北朝鮮と日本だけやっていないなんて聞くと、「ええっ」なんて思いますよね。そういった意味では、ぜひこの情報収集に努めていただいて、町として、そして将来を担う子どもたちのために、少しでも接種しやすい環境をつくっていただきたいということで私の質問を終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて9番水戸義裕君の一般質問を終結いたします。

次に、安部俊三君、直ちに質問席において質問してください。

〔5番 安部俊三君 登壇〕

○5番（安部俊三君） 5番安部俊三です。

大綱2点について質問させていただきます。

1点目、**町内小中学校の諸問題**について。

1) 今年度の中学校総合体育大会の結果についてお聞きします。

過日行われた柴田郡の中総体における柴田町3中学校の成績はどうだったでしょうか。昨年度と比較すると、余り振るわなかったと思いますが、原因としてどのようなことが考えられているかお伺いします。

2) 生徒指導についてお聞きします。

①小中学校児童生徒全体の今年度初めから現在までの長期欠席者数を教えていただきたい。

今後、長期欠席者数を減らす方策をどのように考えているかお聞きします。

②最近、県内の都市部では、ひとところ同じように、特に中学校の生徒指導件数が増加していると聞いていましたが、柴田町の中学校や県内、仙台市の最新の生徒指導状況はどうなっているのでしょうか。指導内容を種類別に数字を示していただきたい。また、この状況をどう考えているのかお答えください。

3) 校舎等の管理についてお聞きします。

学校の朝の開錠、夜の施錠はだれが何時ころに行っているのでしょうか。特に、残業等で学校を最後に出る教職員の把握はどのようにしているのでしょうか、お答え願います。

4) 教職員についてお聞きします。

①町内小中学校全体で、現在、病休で休んでいる教職員は何人いるのでしょうか。

②昨年度の教職員の年次有給休暇取得割合はどうだったでしょうか。

取得できる時間数と年休で休んだ時間数を数字で教えていただきたい。また、この数字について教育長はどう考えるかお聞きいたします。

大綱の2点目、**町職員の健康管理**についてお尋ねします。

行財政改革を推進してきた中で、町職員数の急速な削減がなされ、その結果、職員1人当たりの仕事量が過重になっていないか大変懸念されるところであります。また、その影響で職員の健康面が大変心配でもあります。そこで伺います。

1) 仕事量について現状をどう思っているか。また、今後の職員数の推移、見通しについてお聞きいたします。

2) 現在、病休で休んでいる町職員は何人いるのでしょうか。過去3年間の病休者数も含めてお聞きいたします。

3) 「役場の雰囲気暗い」とか「役場職員に元気がない」などという話を耳にします。明るい職場づくりにどのような工夫をしているのでしょうか、お伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。1点目、教育長。2点目、町長。教育長、お願いします。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） それでは、1問目、町内小中学校の諸問題についてお答えします。

1点目、今年度の中学校総合体育大会の結果についてでございますが、今年度の町内3中学校の柴田郡中体連総合体育大会の成績は、男女合わせまして16種目中、優勝が4種目、準優勝が9種目、3位が9種目で、昨年と比較しますと、優勝が2種目の減、準優勝が2種目の増、3位が6種目の減ということで、全体的に見れば入賞種目が減ったというふうにとめております。

しかし、3中学校の説明によりますと、各学校とも昨年と同様に生徒たちは精いっぱい練習に汗を流して、試合でも一生懸命に頑張ったと、そんなふう聞いております。

2点目でございますが、生徒指導についてお答えします。

初めに、小中学校児童生徒全体の今年度初めから現在までの長期欠席者数と今後長期欠席者数を減らす方策についてお答えをいたします。なお、長期欠席者という名称なんです、これは不登校児童生徒数というふう置きかえて答弁させていただきます。

現在、不登校児童生徒数は、小学校が3名、中学校が10名、合計で13名というふうになっております。

不登校への対応につきましては、学校が中心となって教員はもちろんですが、町で配置しております自立支援の相談員、それからスクールカウンセラー、けやき教室等が連携をしまして、児童生徒、保護者との相談、そして支援活動によって状況の改善に努めておるところでございます。また、各種関係機関で組織する、教育委員会が主催しておるんですが、「柴田町生徒指導問題対策会議」において、例えば事例を報告し合うなどしまして、具体的な支援等についてご意見もいただいております。

次に、県内、仙台市の中学校の生徒指導件数と柴田町内3中学校の最新の生徒指導状況と指導内容についてでございますが、県内の主な生徒指導件数を申し上げますと、暴力行為、これの発生件数が458件、これはもちろん中学校だけということです。それから、同じく中学校

だけなんです、いじめが908件となっておりますが、各市町村単位での公表は行われておりませんので、仙台市の状況については確認することができませんでした。

柴田町3中学校の生徒指導状況については、8月29日現在ですが、校内暴力はございません。それから、窃盗が2件、家出1件、いじめが2件、万引き1件などとなっております。学校が家庭と連絡を密にして、関係機関との連携を図り、再発防止に努めておるところでございます。

3点目、校舎等の管理についてお答えをいたします。

学校の朝の開錠、錠を開けるということですが、夜の施錠はだれが何時ごろに行っているのかということですが、特に、残業等で学校を最後に出る教職員の把握はどのようにしているかということなんです、各小中学校の朝の開錠につきましては、主に用務員が7時ごろに行っております。夜の施錠につきましては、主に教頭が7時ごろに行っております。また、夕方4時半ごろには日直の教員が校舎内外の点検を行っております。時間外勤務等で遅くなる教員につきましては、事前に教頭から許可をもらって、許可を得て残業を行い、最後に点検、見回りをして施錠して退庁するということとなります。

4点目、教職員についてお答えいたします。

まず、町内小中学校で病休で休んでいる教職員ですが、現在、病休の教職員は、小学校が1名、中学校が1名、計2名となっております。

次に、昨年度の教職員の年次有給休暇取得割合についてですが、教職員1人当たり20日間ということでの年次有給休暇でございますが、これで計算した場合、教職員188人の取得できる日時数は3,760日で、年次休暇を取得した日時数は2,194日と3時間ですので、1人当たりの平均取得日時数は11日と5時間となっております。全体の取得割合は58.4%というふうになっております。

取得割合が6割弱にとどまっておりますが、教育長としてはどのように受けとめているかというご質問でございますので、各小中学校において校長が条例・規則に基づいて適切に処理をしているというふうに受けとめております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 2点目、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 2点目、町職員の健康管理についてでございます。

1点目、職員の事務量関係ですが、近年、少子高齢化対策や緊急経済対策など、国の政策により通常業務に加えて、かなり事務量が増加しております。また、地方分権により、市町村

は、町独自の政策が求められてきておるところから、柴田町は率先して健康づくり、子育て支援、ごみの減量化、文教のまちづくり、協働のまちづくりを推進するとともに、災害対策などに重点を置いた施策を進めております。このことから、職員の事務量は増加していると認識しております。

一方、国、地方公共団体は、人件費の削減のため定員適正化計画を策定し、職員の削減を図っております。柴田町でも、財政再建計画のもとに、平成18年から平成27年までに70人の職員削減を掲げ、現在までに39人の削減を実施いたしております。これは、県内でも上位に入る削減率となっております。

しかし、この職員削減計画では、保育所、児童館などの統廃合や民間委託、事務事業の外部委託などが前提となっておりますが、議員ご承知のとおり、現時点では計画がずれ込んでおりますので、職員削減計画の見直しを行うべく定員適正化計画の見直しに取り組んでいるところでございます。

なお、事務量については、常に業務の見直しや効率化が必要であり、私は民間企業が行っている業務改善運動により削減することも必要であると認識しております。

2点目、休んでいる職員です。3年間では、平成19年が3人、20年度がちょっと多くて7人、平成21年度で2人となっておりますが、現在、病気休暇をとっている職員は1人でございます。

3点目、明るい職場でございます。柴田町のみならず、県内の市町村においても、以前のような活気がなくなっているのではないかと感じております。

しかし、柴田町では、そういう指摘もございますが、区長さんからは、町の職員が前向きに対応していただいているといった評価も、実は受けております。雰囲気暗いという原因を考えてみますと、以前は若い職員が多く、仕事はもとより、職場でのスポーツ活動も盛んで、職場挙げての協力体制があり、職員同士が一丸となって活気があったと感じております。

しかし、パソコンの導入や新人の採用がなかったこともあり、活気がなくなっていることは確かでございます。

このような状況の中で、明るい職場づくりは、仕事の達成感や町民からの信頼感が感じられるよう、各部局において公務員としてのミッションや事務事業の目的を明確にして仕事に取り組み、その成果を検証しながら次のステップへつなげていくことと思っております。一人一人の能力を高めながら、躍動感あふれる職場にしていくためには、今から若い職員を計

画的に採用することも重要だと考えております。若い職員に対し、先輩職員が手本を示すことで職場に緊張感が生まれ、職場環境が浄化され、明るい職場づくりにつながるものと考えております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） ただいまから休憩いたします。

1時から再開いたします。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

5番安部俊三君の質問を続けます。どうぞ。

○5番（安部俊三君） 大綱1点目の1)に関連して質問をさせていただきます。

先生方は、経験的に運動、部活動が盛んな学校は、学校全体の雰囲気明るく輝き、生徒が自信を持ち、学習状況もすぐれ、生徒指導上の問題も少なくなる傾向にあると言います。

そこで、文部科学省が学力低下対応ということで、指導要領の導入による教育内容等を変えました。保護者、生徒、教員の意識の変化などで、今後、部活動に与える影響はないかどうか、この点どう見ているのかお答え願います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） ただいまのご質問でございますが、いわゆる学力向上を重視する最近の学校の取り組みですよね、そういったことが結果的に部活動を弱めているのではないかというふうなご趣旨でのご質問であれば、確かに学力向上を目指して学校の方では、特にこのところ家庭の方に目が行っておりまして、生徒の家庭学習の充実というのを積極的にどの学校も、どの学校もというのは、中学校も取り組んでおりますので、生徒側にとってみれば、学校からは勉強も部活動もというふうに求められて、負担を感じていることもあるのかなというふうには感じてはおります。

ただ、実際に保護者の方なり、あるいは生徒の方から、部活動ができないから宿題を少なくしてほしいとか、それから部活動の練習時間を少し少なくしてほしいとか、軽くしてほしいとか、そういう要望等については、特に聞こえてはきません。多分各3中学校にもそういった声は届いていないのかなというふうに思っております。

ただ、この先どうなのかというふうになった場合、ただいまご指摘の新学習指導要領、中学

校は24年度から完全実施ですので、そこからは、もしかするとそういった声も聞こえてくるかもしれないといったところかと思えます。現在のところは、そういった状況です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○5番（安部俊三君） あえて、中学校の運動部活動の充実、振興について、今後どのような点に配慮しながら力を入れていくつもりか、お答え願いたいというふうに思っています。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 部活動をどのようにとらえるのかと、学校教育でどう位置づけるのかといったところも吟味をしないといけないのかなというふうに思っております。ただいま答弁しましたように、学力も勉強も、それから部活動もという立場にありますので、これは我々子どもの時代から同じなんです、学習と、つまり勉強と部活動の両立を図るといのはなかなか大変なことで、子どもたちも苦労しているわけですが、そういった中でどのように部活動を学校教育に位置づけるのかといったこともありますので、慎重にこれは考えなくてはならないのかと。簡単に言えば、一番最初のご質問が、中総体、少し成績が振るわなかったのではないかと、ことしの学年はですね、そういったご指摘なわけですけれども、優勝を目指してというのは確かにあるんですけれども、勝ち負けだけでもない。学校の部活動の場合は、いわゆる一般のスポーツ競技と違って、教育的な側面からの活動であるというところがありますので、当然ながら部活動を通して子どもたちが友情を深めるとか、あるいは体力をつくる、それから忍耐力、それから挫折にも立ち向かう力をつけるとか、いろいろな意味での教育的な価値があると思うんです。そういった側面もございますので、むしろ、学校としては、いわゆる一般のスポーツ競技、競技スポーツと違って、勝ち負けも確かに関心の範疇ではありますが、それに向かって、子どもと先生がともに汗を流す、涙を流す、そちらの方にむしろ重きを置いて活動していったらいいのかなというふうにとらえております。

なお、各中学校でも、それぞれ学年によって子どもの能力の問題もあります。それから、教師の指導力の問題もあります。それから、練習環境のこともあります。さまざまありますが、けれども、各学校それぞれに頑張るように声をかけていきたいなとは思いますが、基本的には、今のように教育的な価値というところを、部活動にどんな教育的な価値を見出すのかというところで取り組んでいきたいなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか、どうぞ。

○5番（安部俊三君） 2)の生徒指導についての①について質問させていただきます。

不登校欠席者を少なくする方策では、いろいろと努力を重ねていることは、先ほどの答弁で

わかりましたが、今後、特に指導を強化したいことがあればお聞かせいただきたい。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 不登校への対策につきましては、これまでも議会でもご報告させていただいておるんですが、町内小中学校の不登校につきましては、ここ二、三年で約、件数で言いますと半数近くまでに減らすことができました。年間30日以上欠席を不登校というふうに呼んでいるんですが、3年前の18年度のときの町内の不登校児童数は83名でした。当時は町内が、この83名という数は、管内でも、県内でも飛び抜けた多さということで、私自身も非常にびっくりしたんですが、これではいけないと、何とかしなくてはならないということで、実は19年度、20年度、文部科学省の事業がありましたので、それに手を挙げまして、3名の教育相談員、これを各学校に配置をいたしました。そうしたところ、平成19年度が53名、20年度が44名と83名からするとほぼ半減というふうなことになりました。もちろんこれは、相談員の配置だけではなくて、各小中学校、町内、危機感を持って各学校が対応したということの効果というようなこともあろうかと思うんですが、そういったところで、いろいろなこれまでの取り組みの結果なのかなというふうに受けとめております。

それで、今後どうするかということなんですが、この文部科学省の事業なんですけれども、この配置事業も20年度で終了しました。ただ、一定の効果があったということがありまして、議会の方でもお認めをいただきまして、町の単独予算で21年度、今年度は相談員3名の配置を継続していただきました。来年度以降もぜひ継続したいというふうに考えておりますので、この相談員の配置を町費でということなんですが、ぜひよろしくご理解をいただければというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○5番（安部俊三君） 生徒指導についての②について質問をいたします。

同じように、今後、生徒指導において、どのようなことを指導方策の中心に据えていくかお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 先ほども答弁申し上げましたけれども、校内暴力について、仙台市等で今深刻な事態になっているということなんですが、幸いここ二、三年、町内の小中学校からでは校内暴力の報告はございません。もちろん、けんか等トラブルは当然あつてのことだと思いますが、何しろ3,000人の子どもたちが学校で生活しておりますので、全くないということは考えられませんが、教育委員会に報告する程度の、そういった顕著な校内暴力等は報

告はございません。

それで、大河原管内の方も、非常に現在は各中学校落ち着いておりまして、ほとんど校内暴力はございません。県内的にはかなり深刻な状態になっているんですが、県南については非常にいい状態で進んでいるということでございます。

ただ、こういったことについては、本当にいつこの中学校で起こるかわかりませんし、これまでの経験からすると1人の転入生、転校生で学校中が荒れてしまったというケースがたくさんございますので、そういう経験は嫌というほど、どの中学校もしておりますので、皆さんご承知のとおりだと思いますけれども、十分各中学校気を緩めないように注意喚起をしていきたいなというふうに思っております。

さて、これからやはり心配なのは、いじめということですが、これについては、先ほどもご答弁申し上げましたが、今年度に入って2件ございます。何かことしは小学校1件、中学校1件なんですけど、両方とも女子のグループなんです。女の子の仲よしグループなんですけど、どうしても途中から仲間外れとか、そういったことが起きるんですね。それで、そこからいじめということで、非常に学校に、例えば「もう行けないよ」とか、そういうような状態になったりして、保護者の方からご相談をいただいたりというようなことがあるんですが、それらについては、この2件とも、すぐに学校が対応して、子どもたちは元気に学校に来ているという状況です。

ただ、これからのことでちょっと心配なのは、いじめの道具として、例えば携帯メールを使うとか、見えないところでのいじめ、もともといじめは見えないところで起きているわけですが、なお携帯メールでのいじめ等については、当然ながらなかなか把握できない。そういったこともありますので、これはやはり保護者の皆様に時々、中学生ぐらいまでは自分の息子、娘の携帯は「ちゃんと見せてもらうよ」と子どもにきちんと言って、メールの記録を見るとか、そういったことぐらいはお願いしていきたいなと。実際にそういったケースがございます。これは、ことしの話ではないんですけども、中学校で男子生徒が下級生に、要するに恐喝まがいのことを、かつあげと称する、そんなところのメールを送った子どもがおりました。ところが、これは幸い、お母さんがそのメールを本人に黙って、それを開いて見て、そういったことがわかったので、すぐ学校に教えてくれたと。そこから先生方が指導して、それでおしまいということで、そこからは発展しなかったと。一番大事なのは、いじめは、やはりどんな形でもいいから、学校側が把握する、大人が知ることなんだと思いますので、わかってしまえば子どもはそれ以上のことはありませんので、できるだけサイン

を見逃さないようにいろいろな機会を通して、例えば小中学校で今やっているのは、子どもたちにアンケートなんかもやっております。いじめられていないか、嫌な思いしていないかというふうなことです。そういったことを通して、できるだけいじめについては対応していきたいと、未然防止を図りたいというふうに思っております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○5番（安部俊三君） 次に、教職員についての質問ですけれども、教職員の健康保持増進のためにどのようなことを行っているのか、今後どのようなことに特に配慮していくつもりかお答え願いたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 教職員の健康問題といいますと、最近2件ほど県内で問題がありました。最近というか、何年前かはちょっと記憶にないんですが、公務災害の話なんですけれども、認定されたという話で、たしか1件は仙台市内の中学校の先生なんです、バドミントンかなんかの全国大会の事務局になってしまったということで、その先生が非常に事務量が多くて、しかも学校の先生としての担任等の仕事をしながらということですから、パニックになってしましまして、この方は自殺、過労死、過労自殺だったかもしれません。そういったのと同じようなのが、もう1件ありました。これは大分前になりますが、学校の方に総合的な学習の時間というのが今ありますよね。あれが導入されたときに、ある学校の先生が、その担当主任になったんです。ところが、総合学習というのは、ご存じのように教科書がありませんから、先生は何をやったらいいかわからない、学校として何をするか指導計画をつくらなくてはならないわけです。しかも、それを教育内容から何を教えるか、何を取り扱うかを検討しなくてはならない、その責任者になった先生が非常に悩みまして、前例もない、何の手がかりもない、それで学校の中で自分が中心になってそれをまとめなくてはならない、提案しなくてはならない。それで、これもまたノイローゼ、そして精神性疾患、そして過労自殺ということだったと思います。この2件とも、実は公務災害の認定になったんです。これが最近です。非常に県教委の方も、我々もそうですが、先生方、そういう長時間勤務ですね、我々もそういう時代を過ごしてきましたから、非常に鈍感になっています。特に中学校はですね、それで当たり前だと思っていますから。現在も、中学校の教頭先生なんかだと、毎日8時、9時に帰るというのは当たり前で、我々先輩、校長も、皆そうしてきたからそれで当たり前だと思っていたんですが、これはいけないなと、今非常に危機感を持って職員の勤務管理というのを、いろいろなところから、国の方でもこういったことをしなさい

という指導が来ておりますし、その中の一つとして、労働安全衛生法というのがありまして、企業等は、その法に基づいて非常にこれはきめ細かく対応していたんですが、学校関係の教職員の職務は非常にルーズだったんですね、そういったところ。それで、今は、昨年度からなんですが、長時間の時間外勤務者に対する健康管理対策というところで、各教育委員会、市町村実施要綱をつくりなさいというふうなことがありまして、柴田町の教育委員会でもつくっております。

概要を簡単にお話ししますと、大体1カ月当たり、いわゆる長時間ですね、時間外勤務ですが、これが80時間を超える場合、それと1カ月当たり45時間を超える時間外勤務が3カ月以上続いた場合、この場合には医師の面談を受けることというふうなことでなっております。

それから、もう一つは、長時間の実態の把握しなさいということで、各学校から月ごとにそれぞれ、各先生方の時間外勤務の実態についての報告書を教育委員会に報告するというようなことでやっております。

ただ、先生方からすると、逆に毎日のことなので大変だと、一々何時から何時まで学校にいましたというのを報告するのがですね。それで、これについては、時間外が非常に多い先生については、校長の方からきちんと確認をして教育委員会に報告してもらうという、そういうシステムをとっております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○5番（安部俊三君） 大綱2点目に移らせていただきます。2点目の1)について質問させていただきます。

いろいろと町長から答弁はもらったわけですが、平成18年度から22年度の財政再建プランにおける職員定員の適正化の基本的な考え方で、第4次定員適正化計画策定の経緯と趣旨の説明の記述が手元にあります。このことによりますと、平成22年4月の1日まで、職員数を312人に減らすということになっております。今年度、平成21年4月1日現在の職員数は、資料によりますと299人の数字がありました。単純計算しますと、計画よりも既に13人多く減っているということになります。ここ4年間で、私の計算では、40人の減であります。このことをまずどう思うかお答え願いたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 職員の削減が急速に進んでいるのではないかと、計画よりもかなり、今お話ありましたように13人ぐらい少なくなっているということで、それをどう考えるかということですが、実は財政再建対策の中で、18年度に職員の方に勸奨を行いま

した。財政再建の折、後輩に道を譲ってくれないかというような話の中で、そこで快くというと、こちらの勝手な想像になりますけれども、協力していただいた職員がございます。そういった関係で、8人ぐらいいたと思いますけれども、早期退職されたということで、今回の13人が減になっていたというふうな形で認識はしております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○5番（安部俊三君） それで、これも先ほど町長の答弁でちょっと触れていただいたんですけども、年齢別職員構成状況を見ますと、29歳以下の人が21人しかいません。これは、不補充状況が続いていて、大変バランスが悪い状況になったのかなというふうに見ているわけですが、この件についてもどう見ているのか。また、どう是正していくつもりなのかお答えいただければというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） ご指摘のとおり、若い職員が少ないということですが、逆に言いますと、私の手元の資料では、45歳から54歳までの職員が117名、42.7%を占めるということで、職員も高年齢化が進んでいるということが考えられます。そういったことで、その方たちが、ここ5年先、6年先でどっとやめていくわけですが、そういったことも加味しながら職員の採用につきましては、本来であれば上級職、大学卒業、それから初級、高校卒業というような形で採用するわけですが、そのほかに年齢を引き上げて、実際に即戦力というような考え方、特に技術職、ご案内のとおり、ちょっと長くなって申しわけありません、ご案内のとおり学校建築等々が入ってきます。建築の職員が今4名ということで、課長を含めでございますけれども、4名になってございます。そういった形の補充が必要かというふうにも思っていますので、そういった年齢的に即戦力になる職員も含めて、バランスよく配置、採用していくように考えてございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。

○5番（安部俊三君） 2)について再質問させていただきます。

職員の平成20年度の年次休暇の取得状況はどうなっているのでしょうか。取得率でよろしいので、回答願いたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 年次休暇、ご案内のとおり20日ということですが、それで、20日をとらない場合については、繰り越しで、最高で1月1日現在で40日間持っている職員もございますが、20日というような形の考え方で率を出しますと50.98%の消化率といたします

か、そういうようなことで10日間ですね、半分ぐらいは平均でとっているというような状況になってございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○5番（安部俊三君） 工作上だけからではないでしょうけれども、メンタル面で健康を害している職員などもいると耳にすることがございます。また、大げさな言い方かもしれませんが、過労死などということが出ないとも限りません。今教えていただいたこの年休取得率の数字をどう考えているか、どう思っているか、お聞かせいただきたいと。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 半分ということで、平均すると10日はとっているということで、単純な数字的な内容でございます。これを分析してみますと、やはり人によっては、5日ぐらいしかとっていない職員もいますし、20日全部とっている職員もいます。管理上、そういった職員も、担当課長が中心となりますが、そういったものを目を配って、なかなか平均的に仕事を割り振りするというのは難しゅうございますけれども、そういった配慮をしていただくようお願いしているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○5番（安部俊三君） 最後の3）について質問させていただきます。

職員の評価制度でございますけれども、これについて、現在も行っていると思いますが、どう思って実施しているのか。また、今でも職員評価制度を行ってきているが、どう生かしてきているのでしょうか。

今後、人事の適正配置に職員評価制度を重要視していくつもりなのかどうか。もしそうであれば、特に配慮していくことがあればお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 職員の評価につきましては、18年度から試行というような形で実施してございます。ここ2年くらい前から、ボーナスの中の勤勉手当の方の評価ということで、一応勤勉手当に差をつけているということでございます。それで、将来的な地方公務員法がまだ改正されておられませんので、国では全部給与に反映させて評価をしているということでございますが、地方ではまだ法的に実施というような形にはなってございませんので、まだ給与までは反映させておりません。

ただ、今後、近い将来、給与まで反映させなければならない状況になるというふうに認識をしております。今回2年くらい前から、この勤勉手当の方の評価をしているということで

ございます。

評価につきましては、評価する側、される側、なかなかいろいろな問題がございまして、給与まで踏み込めていないというような現状でございます。ことしから新たに、評価は2人で評価するんですが、今度は自己評価を入れようかなというふうに思っております。本人が自分をどう評価するかということ、まず本人で自分を省みるといいますか、そういった評価をしていただき、それについて上司がそれと同じ評価をするのであればそのままよろしいですけれども、それ以上、それ以下の評価をするのであればコメントを加えて、どういうことということで本人に説明をフィードバックさせて持っていこうというような手法をちょっと今考えているところでございます。そういった評価の中で、当然人事の方にも、そういった評価を踏まえながら反映させていくという考え方を持っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問。

○5番（安部俊三君） 職員の健康維持は、少ない人数で切り盛りしていることでもありますし、このことに対する配慮は、行政サービスに直接影響していくものでもあります。したがって、今後十分なる人事管理をもって対応していただくことを要望して、質問を終了させていただきます。

○議長（我妻弘国君） これにて5番安部俊三君の一般質問を終結いたします。

次に、10番森 淑子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔10番 森 淑子君 登壇〕

○10番（森 淑子君） 10番森 淑子です。

在宅高齢者への軽度生活援助を。

介護保険制度が始まって10年がたちました。国の福祉予算削減政策により、制度の問題点がさまざま指摘されているところです。今後、国の高齢者施策がどうなるのか見守り、チェックしていきたいと思っております。

高齢化の進展と社会環境や考え方の変化もあって、高齢者だけの世帯はますます増加の傾向にあります。町として、介護保険制度の枠に入らない、いわゆるグレーゾーン上の方の支援も考えていかなければなりません。

そこで伺います。

1) “いこいの日”や“お食事会”“自立者支援通所事業”など、人との交流の中で楽しい時間を過ごす事業は大変好評ですが、回数や人数枠に制限があります。特に、通所事業は、もっと実施箇所をふやすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

2) 介護認定を受けるほどではない方でも、体調を崩したときに家事の援助者を派遣する制度が必要です。日常生活上の軽易な手助けや必要な援助を行うことにより、生活の質を高めて、在宅で自立した生活が維持・継続できるのではないのでしょうか。ヘルパーが入って見守り的な援助をすることが、介護が必要な状態になることの予防につながります。高齢者のみの世帯で軽易な手助けが必要な方へ、草取りや炊事などの生活支援サービスを実施できないか伺います。

3) 高齢者の足の確保については、これまでも何度か必要性が語られております。近くにあった商店もなくなり、通院や買い物に高齢の方々が難儀する状況は、高齢化が進むにつれてふえるのは当然です。デマンド型の乗り物について当局も検討されていることと思いますが、実施に至るまでには数年かかります。それまでの間、路線バスがない本町では、タクシー利用料を助成してはいかがでしょうか。

幸福度が上がれば免疫力も上がります。年をとることを悲しまなくてもいい町にしようではありませんか。以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 森 淑子議員、3点ございました。

1点目、平成21年4月末日において、65歳以上の高齢者8,294人、高齢化率21.2%となりました。本町も高齢社会から超高齢社会の仲間入りを迎えました。また、介護認定者も1,110人となり、介護保険制度が始まった平成12年4月の504人の約2倍を10年目で超えました。

今後とも、高齢者人口や介護認定者数の増加が見込まれる一方で、高齢化に伴う税収の低減が予測される中、公的な福祉サービスだけでは、高齢者を支えていくことができない財政状況になってきております。

そこで、本町の特性を生かして各行政区に設置されている集会所を基点に、身近な地域で高齢者を支え合う地域づくりが重要と考えております。さらに、行政区及びボランティア活動の支援・育成を担っている社会福祉協議会との連携も、重要な要素として地域に展開を図らなければなりません。

そこで、今検討しているのは、社会福祉協議会で実施して地域高齢者の仲間づくりと健康づくりを推進するためのアクティビティーサービス、「いこいの日」と呼んでいるようですが、事業と連携しながら、町の高齢者地域支援として、これも仮称でございますけれども、名前がちょっとふさわしいかどうかわかりませんが、一応「ふれあいデイ」という考え

方で検討しております。具体的には、「いこいの日」の実施内容に地域で活動しているサークル等の発表の場の提供、太陽の村への移動サービスの提供及び地域の高齢者同士の交流を加え、多様なふれあいデイを計画したいと思っております。

なお、実施に当たっては、行政区の意見を取り入れながら調整していきたいと考えております。

二つに、地域で活躍するダンベルサークルも、約39サークル約800人にふえております。今後とも、地域でのサークル結成と活動支援に向けて普及に努めてまいります。

三つ目でございますが、地区集会所の利用や老人クラブなどの地域活動団体における活動支援のあり方も検討して、高齢者の生きがいつくりや社会参加の場の拡大による、家の外で喜びや楽しみを見つけて生活を活性化することが重要と考えます。加えて、個人的な楽しみだけでなく、地域の中で共有できる楽しみを見つけることで充実した高齢期を過ごせるようにしていきたいと考えております。

確かに、議員ご指摘のとおり通所事業の拡大も有効な対策の一つでございますが、それ以上に、地域で支え合いながら自立して生活できるような仕組みの構築を優先して今後取り組んでまいりたいと考えております。

2点目、介護保険制度の生活支援については、本人が廃用症候群、使わないと機能が低下するということなのですが、にならないように、本人の状態を適切に把握して必要なサービスを行うこととなっています。

このようなことから、平成18年4月に介護保険制度が「介護予防重視型システム」へと大きく転換し、高齢者の、自分のことは自分ででき、人になるべく迷惑をかけずに、住みなれた地域でいつまでも自立した生活を送りたいという思いの実現に向けて、地域包括支援センターでは、介護予防の一般高齢者施策事業や介護になるおそれの高い方を対象に特定高齢者施策事業を展開しております。

ご質問の件ですが、本町では、介護保険で対応できない生活支援については、「在宅福祉サービス・家事援助サービス」として町社会福祉協議会のほか民間6事業所により有償で提供されています。この背景として、町社会福祉協議会における先見性も持った取り組みや、企業・住民団体等によるサービス展開や他市町よりも早かった結果と推測しております。今後とも、行政ニーズの多様化ですべてを公費で提供することは難しい面もありますので、行政、住民、企業、住民団体の役割分担と連携を深めてまいりたいと思っております。

町では、高齢者や町民の皆さんのさまざまな悩み、疑問、相談ごとの必要な情報やサービ

ス、関係機関と連携をとり高齢者を支える窓口として、地域包括支援センターを設置しております。一人で悩まずに気軽に利用できる相談窓口として、効果的に活用してもらえよう機会をとらえて町民の皆さんに周知をしております。

3点目、高齢者のタクシー利用料についてでございます。

「国民生活基礎調査」、これは2004年でございますが、高齢者の外出理由は「買い物」69%と最も多く、以下「医療機関への通院」47.7%、「散歩」32.5%、「友人の家を訪問」24.1%等の順になっております。そこで、議員ご指摘のとおり、今後高齢化社会が進む柴田町においては、高齢者の足としてのタクシー利用は、大変重要な施策であることは認識しております。

高齢化社会における公共交通の整備については、平成20年12月定例会において大坂三男議員からも、デマンド型乗り合いタクシーの導入の提言をいただき、長期総合計画策定の中で柴田町らしいデマンド型交通システムについて調査・研究に取り組んでいく旨の答弁をさせていただきました。

また、先ほど佐々木裕子議員にもお答えいたしました。柴田町が目指すべき都市像は、質の高いコンパクトシティの実現でございます。町民が安全に安心して生活できる空間を形成するには、公共交通システムの構築は大変重要な社会的インフラと位置づけられているものでございます。現在、国土交通省の補助事業「地域公共交通活性化・再生総合事業」の補助事業の採択に向け努力をしているところでございます。

当面は、高齢者のタクシー利用券の助成よりも、高齢者の足を確保するための新たな公共交通、つまり生活支援交通システムの整備を優先させていただき、その中でタクシー利用券についても検討課題とさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。

○10番（森 淑子君） 地域の中でいろいろなつながりをつくることで生きがいづくり、また外へ出るということはもちろん大切だと思うんです。それで、私が自立者支援通所事業の箇所をもっとふやしてはどうかというのは、今、福祉センターでやっているわけですけれども、その場所をふやすことで、ふやすことイコール地域でということにつながっていくと思うんです。自立者支援をふやすことが地域のつながりよりも大事とかというのではなくて、地域の中で自立者支援ができるような仕組みづくりをしていってはどうかということなんです。それで、きのうから太陽の村の話が何回となく出ています。今も町長の答弁の中にありましたけれども、太陽の村を通所、老人会とかがもっと利用しやすくすることによって太陽の村

の活性化も図る、バスを出したり。それで、太陽の村にはおふろもあります。おふろも余り利用されていない状況で、大勢の申し込みがなければおふろもたいていないような話も聞いていますので、老人会だの通所施設がもっと太陽の村を利用することによって、おふろの利用もする、また地域の産物もありますので、買い物もできるようにする。それが、元気な高齢者の生活支援につながっていくと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） それでは、お答え申し上げたいと思います。

先ほどの春風等の事業について、各行政区というようなことなんですけど、実際的には春風の事業主体は、町として社会福祉協議会に委託させていただいています。その年間経費が約650万円、1施設の維持で事業展開で650万円ほどかかっております。その経費等の導入を考えれば、今現在、地域で活動している、地域でボランティアをやっている皆さんへの支援の方が、優先的に結果的にも結びつくのではないかなというようなことを考えております。

なお、春風等に置いている職員においても、わりかし経験的にいろいろな指導の面ですぐれている方たちもおります。そういうようなことで、自分自身でマニュアル等、いろいろな行事等の計画も自主的につくっているというようなこともありまして、なかなか適正な方たちも地域においてもまだ育っていない状況において、事業所をふやすこと自体、今のところはちょっと困難かなというようなところで、地域の「いこいの日」での地域ボランティアさんたちに、ひとつご協力をいただければというふうに考えておりました。

○議長（我妻弘国君） 再質問、ございますか。どうぞ。

○10番（森 淑子君） その「いこいの日」なんですけれども、私も出席したことがあるんですけども、皆さんとても元気に楽しくその時間、1日過ごしていらっしゃるんですね、お昼もつきますし。

ただ、年間日数が少ないですね。別なグループでは、ランチの会とかいって、5カ所か6カ所で食事会をしたりしているというのがあるんですけども、もうちょっと回数をふやす、年に数回では、やはり足りないのではないかと。土手内の場合ですと、「いこいの日」のほかに、地域のボランティアの方たちが「チームどてっこ」というのをつくって、似たような体操をしたり、お昼を食べたり、ちょっと太陽の村とか土手の方に出かけたりという活動をしているんですけども、今全くボランティアの方頼みという感じがすごくするんです。もう少し、ボランティアもいいんですけども、余り過重に負担がかかると、回数もふやすことができませんので、その「いこいの日」と「いこいの日」の間に何か別なことを、ボランテ

ィアの方の負担にならないような仕組みをつくれなかなと思いますけれども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） 先ほど町長の答弁でも申し上げましたとおり、各行政区で行われている「いこいの日」に、高齢者施策として、町として何かそこに味つけできないかというようなことで、仮称なんですけど、「ふれあいデイ」ということで、各行政区の「いこいの日」に行事が計画できなくなった、何か考えるものがなくなった、となれば、町の方での支援というような形がとれないかというようなことで、そこに改めて高齢者施策を投入していきたいというようなところを考えております。

ただ、行政区においては、実施について实际的に確認をさせていただきました。やはりボランティア、あと地域の実情にもよって、年1回から月2回、さまざまな行政区での運営形態がありました。これも、我々の方で毎月2回やってくれ、3回やってくれという、そういうような規制の中では、やはりボランティア活動が今後長く継続はできないだろうというようなことも意見として出てきておりますので、行政区内での活動の中で何か町として、まして皆さんで継続できるような方策はないかということで、今後検討してはまいりたいと思っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。

○10番（森 淑子君） ふれあいデイは、大体年に何回ぐらい一つの行政区で考えておられますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。どうぞ。

○長寿社会対策監（平間忠一君） まだ具体的には、どのようなということはありません。ということは、先ほどもお話ししましたように、行政区においてこれを参加していただけるかどうかの調査もまだしておりません。そういうようなことで、私の方としては、希望ある行政区をモデル的にとか、そういうようなところで社会福祉協議会と共同してできないかとか、今後の検討課題というような形で考えておりました。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。

○10番（森 淑子君） 2番の方に移ります。

廃用症候群にならないようにということで、また自分のことは自分でというようなお話が先ほどありました。それで、ふれあいネットワークでは、その支援、1時間当たり600円。何か先ほどの話ですと、6事業所で生活支援をしているということでしたけれども、そちらの生活支援は、1時間当たり幾らぐらいなのでしょう。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） 町内に6事業所ありまして、ちょっとお待ちください。まず、1事業所につきましては、NPO桜さんがあります。これについては、家事援助だけなんですけど、30分600円、1時間1,000円というふうになります。それからあと、ジャパンケアサービス・ハッピー柴田、こちらについても家事援助、身体介護、生活援助、通院介助というようなことで1時間単価なんですけど、身体介護については1時間当たり3,801円、生活援助1,963円、通院介助1,743円。三つ目として、JA仙南サービス・柴田介護センター、身体介護30分未満1,800円というような形で、やはり金額的には1,000円を超えると。特定非営利法人ピースさんにおいては、サービス料500円ということです。それから、友愛さくら訪問介護事業所、これも30分ごと500円、特定非営利法人はあとやについては、家事援助30分500円、身体介護600円ということで、今のところ社会福祉協議会が低額で実際的には利用がしやすいのかなというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 今の金額を聞いても、自分のことは自分でと言われても、この金額では、かなり厳しいなと思うんです。それで、健康なときは、70過ぎても元気な人は元気です。でも、60代でも、介護まで至らないにしても、けがをしたとか、病気をしたとか、ちょっと腰が痛い、足が痛いという方が、かなりの数おられるんです。そういう方に、元気なうちは介護保険の認定を受けないで頑張ってもらいたいとは思いますが、やはりすべて自分でしていただくのは、経済的に余裕があればいいんですけども、家の中が散らかっているけれども、今体調が悪くて思うように片づけができない、庭の草が伸びてきた、そういう状況にあったとき、やはり心も暗くなります。それで、ちょっと少ない経費で30分でも1時間でも毎週1回、2回来てもらえれば、明るい気持ちで過ごすことができる、そういうのが元気に生活していくことにつながっていくんですよ。先ほどの話に戻りますけれども、多少足腰が痛くても、みんなで太陽の村に出かけようとかということがあれば、なければ家に閉じこもっているしかないんですけども、何かあれば元気に外に出ていく、それが介護予防につながっていきますし、あと2年後、3年後、高齢層の場合だったら来年だってどうなるかわかりませんから、高齢者の生活支援につながっていくと思います。

それで、柴田町は、今一番安いところで社協、あとみやぎ生協では助け合いの会というのがありまして、これは社協と金額は同じです。年会費も1,000円で同じなんですけれども、よその町を少し調べてみました。仙南は一通り見たんですけども、村田町では、食事、食材の

確保、買い物、掃除、ふとん干し、クリーニング、週1回1時間以内、1時間当たり300円で高齢者の軽度生活援助事業というのをしています。それで、高齢者で介護保険を利用しない方でも、一応いろいろ見てみますと二通りあるんです。体に悪い場所はないけれども、たまにはお手伝いが欲しい、そういう方は、よその自治体でも社協を利用している方が多いようですけれども、それよりもうちょっと進んで、介護認定を受けたけれども、該当せずと言われた方、そういう方について手厚い、手厚いと言えるかどうかわかりませんが、300円、400円ぐらいの金額で1時間家事援助をしてもらえるところというのは多いです。村田もそうですし、白石でも角田でも大河原でもやっています。何で柴田町だけないのかなと思うんですが、ふれあいネットワークがあるでしょうと言われればそれまでなんですが、やはり600円というのは高い金額です。よそは少しずつお金が出ているんです。それで、柴田町でも、該当せずと言われた方で1,000円払ってNPOのヘルパーさんを頼んでいる方がいます、週に2時間とか。やはり、かなりの負担にはなっているのではないかなと思うんです。全額出してほしいというのではなくて、一部助成をしてほしいということなんです。65歳以上が8,500人いても、全部の方が支援を必要としているわけではないんです。70過ぎても80過ぎても元気に頑張っている方がいますので、体調の悪いとき、退院してきたばかりのとき、何週間か、二、三カ月でも安い経費でお手伝いしてもらえたら、どんなに助かる方が多いかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） お答え申し上げます。

仙南2市7町の生活支援の状況、私の方も把握させていただきました。議員さんおっしゃるように、やはり一部自己負担、そして市役所等の一部助成、そういうような中で事業運営がされているというような現実も確かに見受けられました。

そこで、各市町に実施内容等聞きました。そうしたらば、やはり有料でのサービスがなかったという時代の背景において、市なり町が助成をせざるを得なかったというような背景が聞こえてきました。それで、柴田町は、先ほどの答弁でも申し上げましたように、有料での社会福祉協議会、もしくは各事業所での取り組みが、先発的にほかの市町村よりも早かったというようなことがありますので、まずその体制の中でサービスを今まで提供してきたということで、ほかの市町村においては、これから規模縮小を検討しているというようなところもあります。それで、本当に負担してあげれば切りがないというようなことで、どこまでが行政水準として適正なのかというの、今後の政策の中では必要なのかということで、今判断

に困っているというところが実態です。

○議長（我妻弘国君） どうぞ。

○10番（森 淑子君） よその町のを見てみますと2種類あるんです。ホームヘルパーに来てもらっている。この場合は、体力的に衰えている方、あとはシルバー人材センターとか、社協のふれあいみたいなもの、それだと比較的、時給は高いですけども、頼めばすぐに来てくれる、この二通りあるんですけども、ひとり暮らしで高齢者だけの世帯なんかでも、民生委員の方とか定期的に来るかとは思いうんですけども、こういう支援が少し入ることによって、それが見守りにもつながっていくということなんです。

それで、際限なく広がっていくという心配もあるようなお話でしたけれども、よその人が来てお話し相手、30分でも1時間でも話し相手になってくれるということで、生活の質はがらりと変わってくるんです。1時間、町で例えば社協のふれあいネットワークに100円か200円援助するだけで、その頼んだ利用者の方の生活は、がらりと変わると思うんです。ですから、金額、いろいろな人から頼まれ過ぎては困るといふのであれば、町で認定をする、話を聞いて、その人の体の状況を聞いて、申し込みがあれば全員でなくて、必要な方にだけ支援をする、100円でも200円でも支援をするということで介護予防にはしっかりつながっていくと思いますが、そのぐらいでも、やはり町が傾く心配はしなくてはいけないんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） それでは、私自身も、高齢化社会に向けましては、やはりそういうような金額的なところも検討しなければならないのかなというようにも思っているものですから、将来の検討課題という形でお答えさせていただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） それでは、以前は給食サービスというのがあったんですが、今なくなっていますけれども、これがなくなった経緯をちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） 平成18年度において、県からの地域支援事業というようなことでの補助メニューがありました。それに伴いまして、我々の方としても検討をさせていただいた中において、1食、当時2,000円の補助金で配給していたというようなところがあります。それで、18年の当時なんですけど、実際的には有料で民間の業者さんも配食サービスが出てきたというような状況もありましたので、補助金のカットとあわせたところで民間の育成、それも考えまして現在のような形に、町からの支援はなし、そして民間の宅配業者さん

の利用というふうに移り変わったということになります。

○議長（我妻弘国君） どうぞ。

○10番（森 淑子君） すみません、民間の育成のことは私は知らなかったんですけども、民間はどのように育成して、今はどのような状況になっているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。どうぞ。

○長寿社会対策監（平間忠一君） それでは、お答えします。

配食サービスということで、今4事業所を町民の皆さんに紹介をさせていただいております。実際的には、地域包括支援センター職員が、この業者さんの説明をさせていただいていると。一つには、ヨシケイ宮城さん、これについては1人用で月曜日から金曜日まで1食658円、あとセブンイレブンミールサービス、ニチレイフーズダイレクト、ニチイ学館食卓ヘルパー、この4事業所が今現在、配食サービスとしてやっていますというようところで事業展開をですね、利用されている皆さんには紹介をして使っていただいているというような現状です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） そうすると紹介するのみで、金銭的な支援はしていないと。そうですか。

実際、利用はどうなんでしょうか。658円というと、毎日のお昼御飯には、高齢者のお昼御飯にはちょっとやはり高いなという感じですね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。どうぞ。

○長寿社会対策監（平間忠一君） 金額的には配達料まで込みなものですから、1食当たり結構の負担になるのかなというようには考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。

○10番（森 淑子君） 先ほど軽度生活援助事業も、よその自治体はやめたいということだったんですが、よそは配食サービスもやっているところが多いんですよ。角田でもやっていますし、村田でもやっていますし、村田では1食300円です。やはり差額は町が出しているんだと思います。角田では、弁当代700円のうち本人負担額400円で300円は市が補助をしているということですが、よそでの状況は入っていますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○長寿社会対策監（平間忠一君） 角田市の事例が出ましたので、ご報告したいと思います。年間414万円ほどを市から持ち出しをして補助しているという現実があります。それで、20年度

実績なんです、実際的には92人が利用されまして、週5日、月曜日から金曜日まで配達を
していただいて、1万2,000食というようなことでの配給をやっていると。そこで、市の負担
が414万円ほど、毎年経常的にかかっているというようなことはお聞きしました。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。

○10番（森 淑子君） 専門の業者さんがつくっているということであれば、高齢者に合わせた
カロリー計算や栄養面での配慮はされているということで、健康管理上は、やはり配食サー
ビスは、1日1食でも、週に二、三回でも、受けないよりは受けた方がいいと私は思いま
すが。それは、よその町が……、角田もやめたいと思っているのかどうかなんですけれど

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○長寿社会対策監（平間忠一君） 先ほど来から、民間育成というお話をしました。それ
で、実は町がお金を出さないでこの配食サービスができないかというようなことを、いまさ
に検討しているというところなんです。具体的にはどういうことかといいますと、大体1食500円
前後で今お昼、皆さん食べているかと思えます。それで、その500円の中で配達料込みで協力
していただける宅配業者というんですか、食事、弁当をつくってくれる方が本当にいるかど
うか。そういうようなことで、民間でできるような支援ができないものかというようなこと
は、今、地域包括のセンター職員とも配食サービスの創設というんですか、再開が本当にで
きるかどうかというようなところ。ただ、先ほど来から言うように、財政的な面もさること
ながら、やはり民間の力をかりたいと。民間でできるなりの、そういうような体制が柴田町
としてつukれないかということで、今ちょっと動いているところであります。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。

○10番（森 淑子君） それでは、3番のタクシーチケットなんです、これもまた角田、白石
なんです、仙南でしているのは。白石の場合は路線バスがありますので、無料パスが高齢
者の方に出るようです。角田でも、高齢者福祉タクシーというのがありまして、1枚400円の
チケットを年間24枚、1カ月に2回使えるようなものを出しているということなんです。先
ほど以来、デマンド、デマンドと出ていますけれども、四、五年ぐらいはかかるんでしょ
うか、はっきり動き出すまで。でも、そうなりますと、やはりその前に何か少し応援する仕
組みがあってもいいのではないかなと思うんです。中核病院に行くのに片道1,500円ぐら
いかかるんです。この中で片道400円でも、高齢者に対する応援という形で町の施策としてやれ
れば、どんなに違うかと思うんですけれども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） ただ、白石、角田地域とちょっと町の面積を考えていただきたいんですが、やはりかなりタクシーの料金が大きくかかるという地域です。柴田町は、幸か不幸かわからないんですけども、せいぜい病院へ行っても、せいぜいと言うと申しわけないんですが、2,000円以内ではおさまるといふような地域でございます。その中で、高齢者という一くくりだけで、いわゆる券補助をすることがいいことなのかどうなのかということについては、当然財政が豊かであれば問題ないんですけども、その点については、やはりデマンド交通の中で、高齢者福祉の足という面も含めて検討させていただきたいと思います。来年からしたいとか、できるとかというところまでは、まだいっていないことをご理解いただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。

○10番（森 淑子君） 質問はいいです。大体考えていたとおりの答弁が戻ってきたということで。

それで、今回あちらこちらのホームページを見てみたんです。仙南だけでなく、よそのも。そうしたら、何か柴田町のホームページは一番悲しかったですね、見てみて。見づらいんです。見づらいし、欲しい情報が載っていないといいますか、まず一番は字が細かいんですよ。これなんです。1枚に自立者支援通所事業のこととか載っていますけれども、何かホームページを開いてこういうところを見ると、画面の裏に「利用しないでください」という言葉が透けて見えるような、そんな気持ちです。もう少しやはり利用者の方に見やすい、これは山形の鶴岡市のなんですけども、ホームページはページ数がふえたからって料金がふえるわけではないと思うんですが、もうちょっと利用する人に見やすいホームページがつかれないかなというのを感じましたので、一言。蛇足ですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） わかりました。その辺については、少し時間がかかりますけれども、もう一度見やすいホームページに取り組みたいと思います。半年ほど時間をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

○議長（我妻弘国君） これにて10番森 淑子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

2時25分から再開いたします。

午後2時09分 休 憩

午後2時25分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

7番広沢 真君の質問を続けます。

〔7番 広沢 真君 登壇〕

○7番（広沢 真君） 7番広沢 真です。

大綱2問、お伺いします。

1 問目、**経済的な困難を抱える人に医療費の軽減を。**

医療の危機的状況がさまざまな問題で取りざたされるようになって久しいが、全日本民医連の全国調査で国保加入者世帯のうち、経済的事由により受診がおくれ、死亡に至ったと考えられる事例が、全国で31件報告されています。雇用状況の悪化の中で、失職後、国保加入手続がとれず無保険状態での体調の悪化、手おくれで命を失った痛ましい事例が起こっています。

また、短期被保険者証を持っていたにもかかわらず亡くなった人も13件ありました。短期被保険者証は有効期間は短いですが、窓口の一部負担金の割合は、正規の被保険者証と同じで、3割の負担であります。短期被保険者証発行の理由は、言うまでもなく国保税の滞納ですが、保険税を払えない人々にとって、窓口負担の3割負担が重くのしかかり、受診を妨げ、死亡事件を引き起こしている実態があります。町内で痛ましい事件が起こらないように町として実態を把握し、対策を考えなければならないと思います。

1) 雇用悪化によって国保加入者の増加が見られるか。

2) その中で、国保税滞納により短期被保険者証の発行されている人、世帯は。

さらに、医師会や独立行政法人「国立病院機構」の調査では、医療機関で受診しても窓口負担金を支払えない患者がふえ、未収金を抱える医療機関が増加しているという調査結果があります。

3) 町内医療機関での未収金の実態を町として把握しておられるでしょうか。

4) みやぎ県南中核病院での未収金はどうでしょうか。

収入の道を断たれた人にとって、公的な制度による救済は命綱になっており、十分活用できるようにしなければなりません。また、医療機関の未収金の解消の一助にもなると考えます。

5) 国民健康保険法第44条に基づく一部負担金減免制度の柴田町での運用はどうなっている

か。

大綱2問目、地震、水害などの複合した災害に、総合的な対策を。

以前より改定を求めている柴田町地域防災計画ができ上がりました。地震の活動期に入り、毎年のように全国で大きな地震が相次いでいます。また、台風や豪雨被害も年々ひどくなっています。

以前から何度か取り上げてきましたが、地震に加えて豪雨被害を受けるなど、災害が複合して被害を及ぼしている事例が非常に多くなっています。

先ごろあった東海地方の地震でも、地震の後に大雨などの状況がありました。その際には、通常の地震被害時の対策の基準、あるいは大雨時の災害被害の基準だけではなく、実情に見合った複合災害時の基準と判断が行政には求められると考えます。

国や県など関係機関との連携で、判断、対策を打つということも必要ですが、国、県は広域で対応が求められ、いざというときは町独自で判断が求められるケースも当然考えられます。

そこで伺います。

1) 地震単独、あるいは水害単独の場合の被害状況の調査、避難誘導などの考え方は計画にも記載されているが、台風、豪雨の最中に震度6級の地震があったときなどを想定しての考え方はあるか。

2) 水害単独を考えると、現在は、いわゆる内水の対策が主であります。地震と複合すれば、例えば阿武隈川や白石川の堤防決壊の可能性も考えられるのではないかと。以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 広沢 真議員、大綱2点ございました。

まず、医療費関係の質問でございます。

1点目、社会保険からの国保加入世帯への推移につきましては、平成20年度は、社会保険離脱による国保への加入が1,427世帯、国保から社会保険に加入した世帯が967世帯で、差し引き460世帯の増となっております。21年度については、7月までの数字となりますが、社会保険離脱による国保への加入世帯が499世帯、国保から社会保険への加入世帯が387世帯で112世帯ほどふえており、雇用の悪化に伴い、国保加入者世帯がふえたのも一つの要因と考えております。

2点目、まず国保税の収納管理につきましては、人ではなく世帯で管理しておりますので、

世帯でご説明申し上げます。現在の国保加入世帯5,495世帯の6.4%に当たる354世帯へ、ことしの8月に短期被保険者証の交付を行いました。

3点目、町内医療機関の未収金の問題ですが、町内の医療機関による未収金の把握は行っておりません。

4点目、みやぎ中核病院の未収金ですが、中核病院では未収金を減らすため、入院時から退院までの間に相談機会をふやすなどを行い、未収にならないよう早目に対処しているところでございますが、残念ながら未収金はあると伺っております。

未収金の対応としては、分割納入などの誓約書の取り交わしを行っております。それでも計画どおり履行されない場合には、督促状を発送し回収に努めているところです。

5点目、減免関係でございますが、国民健康保険法第44条は、療養機関により受ける療養の給付に関する一部負担金の減免及び徴収猶予について定めたものでございます。

当町におきましては、国民健康保険規則により定めております。内容は、天災等の災害により重大な損害を受け、収入が著しく減少したときや事業の廃止、失業等により、収入が著しく減少したときに適用するというものであり、被保険者から申請に基づき判断することになりますが、今のところ被保険者からの申し出はない状況でございます。

大綱2点目、災害関係でございます。

1点目、柴田町地域防災計画については、平成19年度と20年度の2カ年で風水害対策と震災対策のそれぞれの観点から、町の災害危険要因を踏まえ、防災対処体制を整備し、充実させていくために全面的に見直しを行い、「風水害編」と「震災対策編」としてまとめたところでございます。

具体的には、台風、豪雨の最中に震度6級の地震が発生した場合や、震度6級の地震発生後に台風、豪雨の発生があった場合には、震災対策に沿った配備体制として、自動的に災害対策本部が設置され、災害応急対策に従事することができる全職員を配置し、組織の全力を挙げて活動する3号配備体制が敷かれます。

2次的な被害として、地盤の緩みから起こるがけ崩れなどの土砂災害の被害が多く発生すると予測されますので、土砂災害警戒情報等の伝達が重要であると考えており、減災に向けた連絡体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

また、災害時の安否確認など地域自主防災組織の役割が重要であるものと認識しており、「自助」「公助」「共助」の双方向からの地域防災力の充実を図ってまいります。

今後も、消防、防災各関係機関及び地域自主防災組織等と連携を深めながら、災害に強いま

ちづくりの推進を図ってまいります。

2点目、議員ご質問のとおり、例えば地震と複合した場合、台風、豪雨の最中に地震が発生した場合や地震発生後に台風、豪雨の発生があった場合には、地盤の緩みから、河川等の調査の結果、例えば阿武隈川や白石川の堤防決壊のおそれもあるものと考えられるところがございます。

このような場合、当該地域の住民が適切な避難活動ができるよう、町及び消防署その他は、気象情報発表以降警戒活動に着手し、地域の状況を的確に把握の上、避難準備情報及び避難勧告・指示の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完するものでございます。

また、国、県、消防署、水防団等と連携を密にするとともに、災害の状況によっては、迅速に自衛隊の派遣を要請し、河川の決壊のおそれのある箇所等の補強を行い、被害の軽減に努める考えでございます。

今年度は、洪水時の破堤による浸水情報と避難方法等の情報を提供する「洪水ハザードマップ」を作成し、「地震マップ」と一緒に全戸配布を行ってまいります。このような対策を通じ、災害の未然防止や災害時に住民がとるべき行動を知ってもらい、住民の方々が安心して生活ができるよう災害に強いまちづくりの推進を図ってまいります。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（広沢 真君） 1問目です。この問題に関連しては、以前の議会でも何度か別のテーマから伺っています。例えば保険証を取り上げて、結局資格証明書を発行するという問題は、発行しないでほしいという問題、ずっと主張し続けていて、柴田町はそれは出していないという前提で今回の質問は組み立てています。

そして、ことし3月の議会では、無料低額診療制度というのを紹介して、前任の健康福祉課長ともやりとりをしながら、研究課題としていきたいということのご答弁いただきましたので、そこについても、今後の話と、あと実際には医療機関が手を挙げて、県の認可制度ですので、医療機関の皆さんにも勉強してもらって、そして実際に手を挙げてもらうような医療機関に対する働きかけも、私自身も行っていきたいというふうな考えで取り組んできているところであります。

さて、今回の問題は、昨年から起こってきている雇用悪化にもかかわって、特に、先ほどご答弁にもありましたとおり社会保険から国民健康保険に移ってきて、そして結果的には失業して国民健康保険に移ってきているという人がふえているというご答弁もありました。それ

で、私の懸念は、まさにそこにあります。失業イコール収入の道が断たれるというのが、今多くの事例というか、数え切れないぐらいの事例が日本全国にあふれています。その中で、非常に深刻な事態が既に起こってきているということでもあります。

それで、私が先ほど最初の質問で取り上げました全日本民医連というのは、正式名称は、全日本民主医療機関連合会と言いまして、身近なところ言えば柴田町にある県南医療生活協同組合なんかも加盟している医療事業所の団体であります。それで、単なる医療活動だけではなく、経済的な困難を抱えて医療に欠けるような人たちについても、できる限り医療活動を行って健康を守ろうという運動を取り組んでいる団体であります。調査の母体としては、全都道府県の加盟事業所に対して調査依頼を出したそうですが、回答として返ってきたのが16県の事業所から31件の事例があったということでもあります。

それで、調査の母数としては、少し少ないように感じるかもしれませんが、その少ない調査の中でも深刻な事例が31件も出てくるということは、潜在的にかなり厳しい事例が当然起こっていることは、容易に想像できるというふうに私は考えています。

実際どういう状況が起こっているか、その調査の中で象徴的なものを若干紹介したいと思っていましたが、1例目、これは49歳の女性、短期保険証、最初は無保険だったのが、自治体との交渉で短期保険証に変わったという方です。この方は、短期保険証でいて窓口負担を払うのがなかなか大変で、高血圧の治療が中断していて、在宅でぐあいが悪くなって救急搬送で入院。診断はくも膜下出血で、緊急手術するも意識戻らぬまま死亡というような事例だそうです。それで、家庭環境からすれば非常に複雑ですけれども、夫が水道配管の工事業者をやっていて、その事業がうまくいかなくなって借金があって自己破産。それで、本人がパート就労していたけれども、国保税の滞納があって短期保険証をもらっていたと。ただ、短期保険証で窓口負担がなかなか負担できずに、高血圧健診で高血圧がひどくなっているよと指摘されて、職場からは高血圧の治療をしないと雇用はもう無理だという形で断られて、結局失職をしたという中で、結局治療も中断したまま自宅で暮らしていく中で、くも膜下出血に陥ったということでもあります。

それから、2例目は、55歳の男性、非正規雇用の、いわゆる派遣労働者です。それで、この方は無保険です。派遣の仕事をしたときには社会保険に加入していましたが、派遣の仕事ができなくなって、国民健康保険に加入手続をせずにいたところ……、ただ、派遣の仕事をしていたときに体調不良で胃がんと診断、体調不良で仕事ができなくなり収入もなくなり、社会保険から脱退を余儀なくされた。その中で、国民健康保険への加入手続もとらずに無保

険で、その後貯金でどうにか暮らしていたけれども、痛みに耐え切れず病院に救急搬送され入院。これが初診で、初診で最初の診断が末期がんだそうです。それで、自治体の対応として、入院時から生活保護申請をして受理をされたそうですが、結局末期がんで手術治療のかわもなく亡くなったと。初診の時点でかなり進行している事態で、結局一部負担金の、あるいは国民健康保険税の支払いができずに手おくれになったという事例であります。

これは一部ですけれども、ほとんどの場合、31件の事例を全部見てみますと、初診から2カ月以内で亡くなっている例というのが、ほぼ8割ぐらいです。やはりそこまで受診を我慢しているという実態が、この調査の中で明らかになっています。それで、これまでは、資格証明書の問題を私も取り上げて、そして保険証がないから医療機関の窓口で10割負担をすることが大きな負担になって受診できないということがあったのでという話をしてきましたが、実際には、短期保険証でも3割の窓口負担ができなくて医療機関にかかれないという事例から、悲劇的な事故・事件が起こっているということが実例として明らかになっています。

それで、柴田町にも当然、今、資格証明書を出していませんが、1カ月も含めて短期保険証を発行されている世帯があります。その中で、このような深刻な事例が起こらないかどうかというのが大変懸念されるわけです。先ほどの事例から見ても、さらに国保の中で同じような事態が生まれているのではないかということなんですが、実際に、先ほど最初の質問のときに聞いていなかったんですが、国民健康保険税の滞納というのは、今、今年度については増加の傾向にあるかどうかということをお伺いしたいんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税収納対策監。

○税収納対策監（武山昭彦君） お答えいたします。

やはり昨年の末ぐらいから徐々に、失業しましたとかというようなことで国民健康保険税と任意継続の相談とかに参ったりとか、それから後期高齢者医療制度に75歳以上の方が移行した関係から、やはりどうしても若い方、納税意識の少ない方がいらっしゃるものですから、滞納の額がふえる傾向にはございます。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） その中で、納税相談に応じている中ではいろいろな方がおられると思うんですが、経済的な困難、明らかにこの人は払うのは大変だろうというふうに判断されるような事例というのは、大体、感覚的にでもいいですけれども、どれぐらいの割合になるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税収納対策監。

○税収納対策監（武山昭彦君） お答えします。

確かに、統計もとっていませんし、感覚的なものでしかないんですけども、切実に現金がない、預貯金もなくなって底をつきそうだという方がいらっしゃれば、生活保護といってもすぐにもらえるわけでもないものですから、そういう方々は、できるだけ早く就職していただくか、生活保護の方の申請をしていただくかということでご相談申し上げるときもごさいます。

ただ、割合からすれば、来ていらっしゃる方の1割あるかないかかなということかと思えます。

○議長（我妻弘国君） どうぞ。

○7番（広沢 真君） ここについて、さらに議論があるとは思いますが、どこまで行政の側で救済をするかという部分は、もちろんさまざまな議論があると思いますが、ただ、本当に深刻な人に対して救いの手を差し伸べるのは、やはり最後のとりでとなるのは、行政の制度的な助けというのが必要になってくるのではないかなと思っているところなんです。

それで、特に今は、これまで挙げてきた資格証明書の問題や、あるいは無料低額診療制度のほかにも、今この最初の質問でも挙げましたとおり、国民健康保険法第44条に基づく一部負担金減免制度というのが、国民健康保険の制度の中にあります。それで、先ほどのご答弁にもありましたとおり、災害や、あるいは事業の廃止などによる急激な収入の減少に伴う経済的な困難に対して、最大免除から5分の1までの減額の項目を盛り込んだ制度を柴田町でも、平成18年から規則に盛り込まれています。これは、経済的な困難で医療機関を受診するのに困難を抱えている人に対して救いの制度になるべきものというのが、本来の制度の趣旨だというふうに私は思っています。

ことしに入って、厚生労働省が、ことしじゃないですね、07年度から08年度にかけて厚生労働省が調査を行って、2006年度現在でこの一部負担金減免の実施について、全国で1,818自治体のうち1,003自治体で規則や、あるいは要綱などをもって制度があるとしているところがあるとされています。

ただ、その中で、やはり非常に問題となっているのは、実際、本来生活困窮者の救済制度になっているはずなのに、この今のご時世に及んで、申請件数がゼロとか、受理していないとかということが圧倒的に多いんです。ちなみに、我が宮城県も申請件数ゼロ、柴田町だけではなく県内全域で、県内では36自治体中30自治体がこの制度を持っているんですが、実際

には申請されていないということがあります。それで、必要な制度なのになぜ活用されていないかということで、実はこれまでも何度かこの議会の場での質問でもやりとりをしたことがあって、広報が足りないのではないかということで、各医療機関に申請書なり、あるいは解説のパンフレットみたいなものを置くことはできないかということで、以前は検討はしてみますというようなお話はあったと思うんですが、その後も、やはり使われていないという実態があります。その部分で、私は今こそ、この制度を使えるようにしなければならないというふうに思うんです。

じゃあ何が問題なのかというところなんですが、一つは、この制度自体は生活困窮に対する救済制度でありながら、ただ、性格そのものが、今の例えば多くの生活困窮者の実態にかみ合っていないのではないかと。それで、先ほどもお話ししたとおり、適用になる条件が、前年度との対比で収入が激減している、いわゆる激変緩和措置にとどまっているというところに一つ問題があるのではないかなというふうに思いました。

それで、自治体によっては、その辺も考えて、いろいろ適用できるようにということなんですが、そのことを問題にする以前に、一つは、柴田町の国民健康保険の規則の中で、その一部減免制度のお話をする中で、実は第9条の2というのがあります。これは、その第9条の場面で、いわゆる国民健康保険法第44条の規定によって減額免除の申請をして受けようというものについての条件を挙げて、その条件の規定にかかわらず、申請のときに国民健康保険税を滞納している被保険者には減免を行わないということになっているんです。でも、今回のさまざまな全国の事例を見ましても、この制度を適用すれば救済できるのではないかなと思われる人たちというのは、短期保険証をもらっている人が多いわけです。ところが、短期保険証というのを出している前提は、国民健康保険税の滞納があって、それで誓約をしてもらって少額ずつ払ってもらっているとかというような条件で、滞納を抱えている人が短期保険証を受け取っているという事例なんです。だから、この規定があると、短期保険証の人は減免制度を受けられないということになると思うんですが、その点について、制度運用でこれは問題ではないかと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求める前に、宮城県は今35自治体なんです。訂正してください。

（「わかりました。」の声あり）答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（吾妻良信君） お答えいたします。

実際、運用面でございますが、県内の市町村ではどこでもやっていないということです。先ほど議員さんのお話にもあったように、滞納がある世帯については、この減免の措置はない

ということで規則にうたっています。今現在、厚生労働省の方では、ことしの9月から、一部負担金の保険者徴収制度という形でモデル事業をしようということで考えてございます。これは、生活が苦しい家庭にある方が病院に入院した場合、そうした場合、一部負担金、3割とか、負担金が支払えない、そういった場合については、保険者である町が一時、立てかえではないんですが、その方の医療費については後日退院後に徴収して医療機関に支払うという形で、今、厚生労働省の方で検討してございます。それで、これを今年度3月まで行いまして、今後どういう結果が出るか検証しまして、22年度からは各市町村にそういったアクションを起こしていくという形で進められております。こういったものを、結果が出ましたら、それに沿った町としての対応をしていって、痛ましい事故に遭わないような形で進めたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（広沢 真君） 厚生労働省も重い腰を上げているというのは、私も聞いています。それで、実際、今後の政権が変わるとどういふふうになるかというのは微妙な部分もありますが、現在の舛添厚生労働大臣が、その部分について、あくまでも一つの対策のメインは医療機関の未収金対策で、医療機関が取りっぱぐれないようにというのがまず前提にあるんですが、ただ、やはり結果として、未収金と同時に、困っている人たちの救済につながるという点では、評価している点であります。

ただ、待ったなしの部分でありますので、これでは一つ考えていただきたいなというふうに思う部分があります。それは、実際の激変緩和ではなく、恒常的に低所得になっている人、例えば前年比で大きく収入が減っているのではなく、例えばずっと低い年金で暮らしているとか、言葉は悪いですけども、ワーキングプアで安い賃金で暮らさざるを得ないとか、そういう方たちにとってこの制度が適用できるような、いわゆる低所得の要件を設けている自治体が全国で155自治体あるそうであります。これについては、生活保護基準の1.1倍から1.4倍ぐらいが、いわゆる低所得というふうに判断する基準だとしているようなんですが、こういうことは考えられないかということでお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（吾妻良信君） 今おっしゃったことにつきましては、厚生労働省の方も一部負担金軽減制度という形で、これもことしの9月からモデルということで、最低でも各県1市町村が、こういった取り組みをするという形で進めております。

これにつきましては、前年中の所得でなくて、急に所得がなくなり、前年中でなくて今年中

ですね、所得がなくなって生活保護基準、そういった扶助費関係の基準と同等となる場合、そういったものを認めましょうという形で、今制度の改善、運用が図られております。これも、先ほど言ったように、ことしじゅうに検証しまして、来年度から全国各地で取り入れていきたいという厚生労働省の考えで今進めているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（広沢 真君） それについても、私も文書で当たっているんですが、それで、これもまた引っくり返らないといいなと思っているんですが、舛添厚生労働大臣が、その財源に調整交付金を充てるというようなことも言うておまして、そこについては新政権になっても変わらないでほしいというふうに強く思う点であります。

それで、問題について、低所得要件を、実際その推移を見守るということではありますが、できる限り柴田町でこの規則の中に盛り込んでいく方向でぜひ検討してほしいということと、それから適用の期間ですが、例えば申請日の属する月から3カ月の間の一部負担金について適用するというようなこれまでの期間になっておるんですが、その部分について、例えばこの低所得要件プラス生活困難の継続する期間というものもどんどん伸びている傾向にあると思うんですが、その部分についてどのように考えるかお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（吾妻良信君） とりあえずは3カ月間のその方の生活の資金等の推移を見まして、それがよくなる、悪化の状況にあれば扶助費、生活保護とかそういった関係の方に相談申し上げて、そういった申請をしていただいて、そちらの方で対応を図るという形でご相談申し上げて進めたいと思って考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 今、扶助費のお話が出ましたが、この一部負担減免の話と、それから今の扶助として出た生活保護の話というのは、非常にかかわり合いを持っていると思うんです。それで、例えば生活困窮の場合に、生活保護の受給ができれば、実際には国民健康保険でなく生活保護で保険の部分のお金も見てもらえますし、医療費についても一部減免の部分についても生活保護でということになると思うので、そこについて、どの部分を一部負担減免の制度にするのか、あるいは生活保護にするのかということについて、非常にこれは行政側の判断が求められる点だと思うんです。その点で、さまざまな場面での、例えば今だったら、国保で保険証を発行するのは町民環境課で、実際に国保税を徴収しているのは税務課で、そして生活保護を担当しているのは健康福祉課なんですよ。それぞれの課によって仕事

の内容が分かれていて、担当者も別々にいるわけですが、ただこの場合の判断について、集団的な検討でそれぞれ持っている情報をつき合わせて、どの制度を使うのが一番相手にとって必要なかということ判断することが必要だと思うんですが、その点について、連携をとる考え方についてどう考えるか。ちょっとどなたに答弁お願いすればいいかというのはあるんですけども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） おっしゃるとおりだと思います。そのことに限らず、町の行政につきましては、今そういった考え方で、一つのセクションだけで解決できる問題でないと思っていますし、町長もその考え方で班制度なり、いろいろなそういったことをしようという考えで今進めているところでございます。当然今の件につきましても、一番最初は、健康福祉課の方に、窓口として、その方は行かれると思うんですよ、生活困窮なりそういった意味で。保険料が払えないということではなくて、生活全体の中で国民健康保険税の話が出てくると私は考えておりますので、まず初めには健康福祉課の方に行って、その中で税が払えないなり、医療費が払えないなり、生活保護が中心となった形の窓口として関係各課と調整をとって今行政を進めているというふうには解していますが。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 今のご答弁なんですけれども、ただ、私は、町民が来るについては、窓口はさまざまだと思うんです。生活保護の相談に来るというのは、やはり最後の最後だと思っているんですよ。これまで私がいろいろ相談にのった事例でも、最初生活に困ったという相談が来るんですが、生活保護ということに考えが至る人というのはなかなかいないんです。だから、例えばいろいろな事例があって、確定申告の納税相談に訪れたときに、そのときに保険料を払うのに困っていて何とかならないかという相談から始まったり、あるいは保険証を新たに発行してもらうときに実際に滞納が起こっていて、それで短期証を交付するときに相談されたりということで、さまざまなアプローチの仕方があるので、その意味で、やはり職員の方々にも対応を検討してもらおうというか、そういう横の連携というのが、今必要だというふうに思っているんです。だから、そういう部分について、前の質問で、安部議員の質問では職員の労働条件がかなり大変になっているというお話は聞いていて、それはこれまでもずっと私も取り上げてきてはいるんですが、ただ、今必要なこととして職員同士の合同の研修会とか、特に社会保障制度なんていうのは複雑で、解説というか、紹介するのにも一定の予備知識が必要だと思うんですよ。例えば納税相談に来て、税金の相談からいきなり

社会保障制度の問題に質問されて、当然勉強はされていますけれども、答え切れない部分もあるので、そういう部分で連携した研修会なんかを設けてやっていくというのはできないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 今のところ、研修ということで今ご指摘があって、今私の頭の中には、そういった研修も今後考えていく必要があるなというふうには認識しております。

それで、事あるごとに、職員の異動関係がございますが、職員はある程度、最低でも3年、それから5年ぐらいたつと異動というような形になります。私も何課か歩きまして、福祉課も私おりましたので、今の福祉と昔の福祉は違うということはありませんけれども、ある程度の専門用語なり認識的なのは、職員はほかの課の税であれ、持っていると思いますので、議員おっしゃるように税の方にお話があったり、保健師の方にお話があったり、いろいろなところの窓口が、おっしゃるとおりだと思います。私が言ったのは、初めに来るのは困りごとというような形で、そちらの方が多いのかなというふうに思ったものですから、それを例を挙げて言ったわけですが、議員おっしゃるように国保のほか、税務課であれ、町民環境課であれ、健康福祉課であれ、保健師であれ、いろいろなところが窓口となって、その担当する職員は、ある程度いろいろな課を経験した職員が当たるということでもありますので、その辺も踏まえながら、今後、職員の研修というのは町長も人材育成、職員のレベルアップというのを考えておりますので、その辺も考えながら研修を構築していきたいというふうに考えますので、よろしくをお願いします。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 大綱1問目の結論的に、制度を本当に運用できるように変える方向で検討してほしいと私は要望したいんですが、そこについて、考え方はこれからまたいろいろ詰めていくことになると思いますが、ただ、必要な人が必要なだけ利用できる制度にということでは、検討して変えるということで確認していいのかどうか答弁いただきたいと思うんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（吾妻良信君） おっしゃるように、先ほども申し上げたように、このような状態で痛ましい事故がなくなる、これが行政として一番大事なことだろうと考えております。それで、先ほども申し上げたように、国の制度も変わりつつ、変わりつつというか、改善の運用をしております。それらを踏まえて、今後どういった形で取り組んでいったらいいの

か、減免も含めて、あと保険者徴収制度も含めて、その辺を検討していきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） わかりました。じゃあ1問目、よろしくをお願いします。

今度は2問目に入ります。災害問題です。

私は、地域防災計画、前の計画が古くなったということで、早く新しくしてほしいということはずっと言っていて、それで新しい地域防災計画ができ上がったことは、非常に喜ばしいというふうに思っています。

ただ、すべてを成文化するというわけにもいかないと思いますので、確かにご答弁にあったとおり風水害編と震災対策編と両方分けてあって、それで私が今回問うている質問というのは、いわゆる行間、ページ間を埋める応用問題にかかわる部分だと思います。その部分でお聞きするわけですけれども、特に、私が聞きたいなと思って非常に関心を持っていたのは、2) 問目の方が少し大きいんですけども、いわゆるこれまでの水害対策というのは内水対策で、例えば固定式のポンプや移動式のポンプの購入なんかを、私も議会で取り上げて、実際に購入してもらってきた経過もあります。

ただ、ここしばらくの間、歴史をひもといてみましても、内水以外で大きな被害があったというのは、相当前にさかのぼらなければならない話になっているんですが、ただ、今の河川改修の現状の変化を考えてみますと、例えば阿武隈川なんかは、部分的に福島県の上流の方から少しずつ少しずつ河川改修が進んできて、川の流れや形が大きく変わってきています。

それで、これは前にもお話ししたと思うんですが、福島県の梁川で河川改修工事があって、少し真っすぐになったんですよ。それで、阿武隈川の丸森橋の下の水位が、例えば同じような雨量でも以前より水位が上がるのが非常に早くなったということを以前、私の先輩で丸森で町議会議員をやっていた人から伺ったことがあって、そういう川の変化をどういうふうにとらえたらいいのかとずっと問題意識として持っていたんですが、近年、柴田町にかかわる白石川と阿武隈川の合流点の対岸ですね、角田側の鳩原で護岸工事がしっかりなって、大変立派になりました。これまでは、申しわけないけれども、水害のときに阿武隈川から鳩原にあふれていたということがあって、こちら側には来ていなかったんですが、向こうであれだけがちり工事をしてしまうと、これまで物理的にあふれていた川の流れの力というのはどこに行くのかというのが非常に懸念されるところであります。

そして、単独の災害で堤防なんかの問題が出てくるのはもちろんあります。私の先輩の議員の山木義一さんに聞くと、8・5豪雨のときに阿武隈川の土手に乗ったらぐらぐらと揺れたと、そういう水の力というのはすごいもんだよという話を何度も聞かせていただいているんですけども、そういう状況の中で地震が起こったらということも考えているわけです。それで、この地域防災計画の中で、その実は阿武隈川の、いわゆる左岸、柴田町側の問題について、27ページのところで書いてありまして、「左岸の角田市野田より白石川合流点までの堤防の完成堤化の促進と漏水対策工事の早期着工と完成について、角田市、柴田町により陳情中」というふうになっているんですが、これというのは、今、管理は国土交通省になるのかなというふうに思うんですけども、実際どういう計画というか、進捗になっているのかなというふうに伺いたいと思うんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 阿武隈川は、ご存じのとおり国の直轄河川ということになってございますので、その整備については、当然仙台の河川道路工事事務所の方の主催による担当課長会議等々もございます。その上位機関ということでは、流域の市町村で構成される阿武隈川の期成同盟会、改修のですね、そういう組織があります。その中では、当然本町の場合、角田、柴田エリアの左岸側については、まだ未改修というふうな位置づけがございますので、その折に角田、柴田地区については早期の整備要望をするということで、そこに記載してある中身になってございます。

ただ、国土交通省の整備計画を見ますと、宮城県側で早急に整備すべき事項というのは、今のところ岩沼、亘理方面の右岸、左岸等については、当然空港があるというふうな位置づけがございますので、優先順位が高いというふうになってございます。それで、上流側の丸森については、狭窄部ございますね、あそこについては輪住堤みたいな形で部分を堤防で囲った工事が、たしか終わったはずですが。

ただ、その下流側については、今ご質問あったように上流部分の流下速度が速くなったために短時間で水位が上がるというふうな情報も聞いてございますが、位置づけから言うと、その次。ということは、岩沼、亘理、終わった後に丸森周辺の堤防の改修工事を行うと。その後が、角田、柴田エリアというふうな位置づけになってございます。

ただ、河川工事の方も、やはり上流部側の方にかなり重点的に措置されているということもございますので、その整備状況を見ながら、やはり宮城の方も、当然下流側の被害が甚大になるということも予想されるということでもありますので、各首長さんを筆頭に早期の整備を

求めていきたいというふうには考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 今、具体的な事例も挙げたんですが、1級河川で、いわゆる排水路とかそういうのではなく、1級河川で水害の原因になる可能性があるというのは、あそこ阿武隈川の合流点のちょうど豊屋の工場があるような、あの、こういう部分と、それから白石川の土手内川の右岸ですね、かつて放牧やっていたところの、今ちょっと浸食が進んでいるんですが、これは前に建設課長にもご答弁いただいて、当面は大丈夫だというお話を聞いた記憶があるんですが、ただ、やはり監視としては重点的に置く必要があると思うんですが、災害対策の部門で河川で今警戒しなくてはならないと考えている場所というのは、具体的にどこが挙がるでしょうか。これは危機管理監だと思うんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 今、その前にちょっとお知らせしておきたいことがあるんですが、国土交通省の方のテレメーターといいますか、河川管理カメラが至るところに設置してございます。それについては、去年のうちに河川状況を把握できるようにモニターで、総務で見られるような状況になってございます。ですから、現在の状況をその場でリアルタイムで確認できるというふうになってございますので、随時監視については、今まではちょっと時間をかけながら車両で行って目で確認ということになっていたんですが、カメラでポイントを設置するだけで位置の確認といいますか、状況を確認できるようになってございますので、それを大いに利用した方がいいだろうというふうには思います。

それで、今お話がございました鳩原エリアを本堤、スーパー堤防という形で、かなり大きな幅の堤防ができ上がったんですが、それについては、やはり対岸側が、あれだけの堤防ができ上がれば、当然下流側、ということは柴田でいうと下名生周辺、あの左岸側については本堤になってございませんので、スーパー堤防の位置づけを今後は国土交通省は考えていくということでございますので、それらについては去年の段階で、当然阿武隈川が上昇しますと、一番心配されることは、根足から、水が河川と内地の方ですね、堤防から、今度は民家の方に流れ込む現象が起こるので、それらについての地質調査をしながら、止水をして根足から持っていけないようなことを今現在検討していますということの報告はございました。

ただ、調査結果については、まだ正式には連絡がないんですが、万が一かなり堤防そのものが脆弱な構造であった場合については、整備順位は上がると思うんですが、今のところち

よっとその方の連絡がございませんので、現状段階でのお話から言いますと8・5ぐらいの降雨では、本町部分の堤防については決壊はしないだろうというふうなことで考えているようでございます。それで、9・12ぐらいですか、あの雨についても検討したようなんですが、それらについても、8・5以降の大雨についても検討した結果、現在の状態ですぐに決壊することはないというふうな国土交通省の判断はされているようですが、ただ、条件が当然、降雨量とか流速が変わりますよね、それによってどうなるんだということまでは回答が出ていない状況でございますので、注意ポイントについては、今お話がございました左岸側、下名生左岸側がやはり一つの柴田町としてはチェックポイントかなというふうに思っております。

あと、白石川については、今県の方で重点的に整備しているのは、白石の福岡エリアです。というのは、少しの雨でも堤防、無堤に近い状況なものですから、すぐ水害を起こすということで、今そちらに力を入れているということでございます。その後に、河川の状況を見ながら随時堤防については整備を図るということなんですが、年度がほとんど見えない状況です。ということは、県の方においても、河川費の予算については、かなり厳しい状況にあるということで、今現在は無堤部分の改修が主だというふうなお話ございました。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。

○7番（広沢 真君） 観測ポイントの話もしようと思ったんですけども、今お答えあったんですが、国土交通省の観測ポイントだと大河原と、それから船岡大橋、あと角田の江尻になっているんですよね。それで、インターネットで見ると、その水位というのは一発で出るんですけども、そういう新しい観測ポイントができているのであれば、それはひとつ大きな前進かなというふうにも思います。

そうすると、河川の問題については、これは、もし決壊の可能性がある場合の問題ですけども、ただ先ほど最初のご答弁では、地震があった後、水害と複合した場合に、対策本部3号配備ということで全職員を配置するということなんですけれども、ただ、実際に全町的な、3号配備というのは全町的に被害が起こったときの配備だと思うんですけども、そのときに職員の手が実際足りるのかどうかということも少し不安に思っているんです。先ほどの安部議員の質問にもありました職員の定数が減っているという部分もあって、もちろん災害対策の経験がある人は少なくなっていますが、災害対策って、例えばかつての豪雨の大きな被害があったときの経験されている方というのは、おそらく課長さんクラスの年代の方以外の方というのは、なかなか経験をされていないと思うんですが、そういう部分で、例

えば町単独で緊急時に避難勧告なんかを出すときの判断を出すだけの調査をできる人員を回せるのかどうかというのを不安に思っているんですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） ただいまの3号配備で全職員が配置した場合に、町単独で避難勧告する際の調査体制ができるかということでありまして、詳細につきましては、当然町職員だけではなくて、地元には行政区長さんもおりますし、消防団もおります。そういう場合につきましては、町の消防団、または行政区長さんからいち早く情報を得まして、それで場合によっては自衛隊の方に応援要請を行う、または隣接市町村の応援、また国、県の応援をいただきながら災害の未然防止に努めるということで、情報を得る手段としては、地元の行政区長さん初め消防団員の方々からも情報を得るようになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） その場合、例えば事前に連絡が滞りなく伝わるのかどうかという部分も含めての訓練なんかは必要ないですか、その辺がちょっと気になるんですが。実際に例えば行政区長さんの個人的な判断に任せられた場合に、どこのルートに連絡を通していけば町の中核にまで伝わるのかという部分を確認しておかないと、パニックになったりする場合もあると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 連絡が滞りなくできる訓練が必要ではと、こういうことでありまして、各消防団の方については、防災無線も行ってございます。当然区長さんだけの判断でなかなか難しいという場合につきましては、消防団とともに判断をしていただきまして、災害対策本部の方に連絡をいただくということでしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 実際に連絡網を使って、例えばどこかで災害が起こった、起こり得る可能性があるという想定に基づいて抜き打ちで連絡をするような訓練なんていうのは、必要ないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 今のお話ですと、抜き打ちでの訓練なんかが必要ではないかとい

うことですが、通常の訓練の中で行ってございます。当然定期的に各消防団との無線の訓練なんかも行っておりますので、現在のところ抜き打ちの訓練を行う予定はございません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 災害対策本部の判断にもかかわるんですが、この地域防災計画の中で、「避難勧告等の判断、伝達マニュアルの作成をする」と書いてあるんですが、実際既にその作成は完了しているのか、あるいは着手しているのか、そのことを伺いたと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 本部の判断で避難勧告とか避難指示というふうになっておりますけれども、これにつきましては、本部の中で協議しまして対応するようにしております。また、職員向けにつきましても、当然そういうようなマニュアルをつくりまして、全職員が共通の認識のもとに対応できるようにしているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） そうすると、既にあるということですね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 本部における避難勧告のマニュアルについては、現在作成中でございます。職員については、既に対応できていますけれども、本部については作成中でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 毎年のように想定外と言われる災害が起こっていて、その際の避難勧告なんかで、しばらく前の事例でも、自治体の避難勧告がおくれたことによる被害拡大というのが結構ありますので、その部分も研究あるいは準備を怠らずにやっておいてほしいなと思います。

あと、ほかの議員の質問の中にもありましたが、災害対策、地震、風水害にかかわる以外でまた複合的なファクター、要因があった場合のことをお聞きしたいんですが、実は何人かの質問の中にも新型インフルエンザのお話が出てまいりました。それで、この新型インフルエンザの蔓延も、今は豚インフルエンザぐらいの新型インフルエンザがあります。それであと、今後確実視されていますが、いわゆるH5N1型の鳥インフルエンザ由来の毒性の強いインフルエンザが世界的に蔓延することも予想されています。それで、この蔓延していることとそのほかの風水害、震災が複合したときのことを私は考えてみたんですが、例えば当然

大規模災害が起こったときに町内で避難所が設定されて、不特定多数の人が避難所に集められます。そこには、もちろん乳幼児から高齢者まで一緒のところに集めるわけです。例えば間仕切りをしたとしても、感染症予防については全く無防備の状態になるということがあります。それで、毒性の強いH5N1型の鳥インフルエンザの蔓延なんかが起こったときに、実際に対処を考えておかないと、それこそ町内で大パニックが起こる可能性があるというふうに思うんですが、その点について考えたことがあるかどうか伺いたいと思うんですが、ちょっと複雑な応用問題ですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 確かに大規模な災害が起きたときに、そのような猛毒のインフルエンザ等が発生しまして、それを乳幼児であるとか高齢者、一般の健常な避難者もそれぞれ分けることができるかという、現在そこまでは防災計画の中でも想定しておりませんでした。今後、このようなご意見がございますので、新たに避難所開設に当たりましては、そのようなことも含めながら考えていきたいと思えます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 当然隔離をするところが必要になってきて、専門知識も必要ですから、その部分については事前に、事前というか、災害の事前という話はないですけども、平常時から医療機関との連携も含めて、町の医師会なんかとも相談しておいた方がいいんじゃないかなと思うんです。例えば、今も問題になっていますけれども、抗ウイルス剤のタミフルやリレンザの備蓄なんかの状態とかというのは、対策上は今、厚生労働省が陣頭指揮をとってやっていますけれども、ただ町でも一定実態を把握して、そして隔離をして治療施設をつくった場合に町と医療機関との連携ができるのかどうかのめどをつけておく必要があると思うんですが、そういうことについてもぜひ検討していただきたいんですが。

○議長（我妻弘国君） 要望でよろしいですか。答弁を求めます。

○危機管理監（佐藤富男君） 確かに災害の場合の医療機関との連携は当然必要だと思いますので、今後とも医療機関等との打ち合わせをしながら連携を強化してまいりたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 災害問題で、特にことしに入ってから、大雨洪水警報が出て、警戒本部が立ち上がって、職員も自宅待機しなさいというような指示が出ていることが何回もあって、しかし、狼少年のように実際には大雨は降らなかったなんていうことも続いています。

その点では、職員の方々も徒労感があったり、少し大変だなというふうに思う部分はあるんですが、ただ、私がやはり考えるのは、災害対策、防災対策ということにつきましては、最悪の事態が起こったときにどう考えるのかということが考え方の基本にないと、実際想定外のことが起こったときにパニックに陥りかねないと。そうなったときに失われるのは貴重な人命であると、あるいは財産であるということを考えますと、特に地域防災計画を読ませていただいても、当面中身は網羅されていますが、ただ、行間、ページ間を、変な意味でアドリブではないですけども、やはり行政の手腕で埋めなくてはならない部分がまだまだたくさんあると思うんです。今、指摘した時点も、ほんの一部ですし、考えればまだまだ最悪の事態というのは考えられますから、そういう部分を絶えず想定しながら災害対策に臨むということを、ぜひ念頭に置いて頑張っていただきたいなというふうに最後に要望しまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（我妻弘国君） これにて7番広沢 真君の一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

明日、午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時30分 散 会

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年9月8日

議 長

署名議員 番

署名議員 番